



第5期本巢市老人福祉計画

2021年度 ▶ 2023年度

ともに支え合う、
安心とほほえみに満ちたまちづくり

2021年3月
本 巢 市



目次

第1章	計画策定にあたって	
1.	計画策定の背景・趣旨	1
2.	高齢者施策の流れ	2
3.	計画の位置付け	3
	（1）法的位置付け	3
	（2）他の計画との関連性	4
4.	計画期間	5
5.	計画作成に向けた推進体制等	6
	（1）本巢市老人福祉計画作成委員会	6
	（2）庁内体制	6
	（3）関係機関との連携	6
	（4）市民と行政の協働による推進	6
	（5）計画の進行管理	7
	（6）アンケート調査	7
第2章	高齢者を取り巻く現状	
1.	本巢市の高齢者を取り巻く状況	8
	（1）年齢3区分別人口の推移	8
	（2）人口ピラミッド	10
	（3）高齢化率の推移	12
	（4）前期高齢者・後期高齢者数の推移	13
	（5）地域別の高齢化率の推移	14
	（6）高齢者世帯数の推移	15
	（7）高齢者夫婦世帯	16
	（8）高齢者単身世帯	17
	（9）高齢者のいる世帯の平均世帯人員	18
	（10）要介護認定者数の推移	19
	（11）第1号被保険者数に対する認定者数の割合	20
	（12）認定率の推移	20
	（13）要支援・要介護認定者の構成	21
	（14）介護サービスの受給状況	21

2.	アンケート調査	22
	(1) アンケート調査の概要	22
	(2) アンケート調査結果	23
	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	23
	②在宅介護実態調査	30
第3章 老人福祉計画		
1.	基本理念	36
2.	計画体系	37
3.	基本目標	38
	基本目標1 地域で支え合う体制づくり	38
	(1) 高齢者を見守るサポート体制の充実	38
	(2) 地域における見守りネットワークづくり	40
	(3) 保健医療・介護・福祉サービスの連携	41
	(4) 福祉意識の醸成と担い手の確保	42
	基本目標2 高齢者の日常生活を支える仕組みづくり	43
	(1) 高齢者の生活を支援するサービスの充実	43
	(2) 高齢者に配慮した住環境の整備	46
	(3) 高齢者の安全確保	47
	(4) 高齢者にやさしいまちづくり	48
	基本目標3 高齢者がいきいきと活動するための環境づくり	49
	(1) いつまでも元気でいられる健康づくり・介護予防の推進	49
	(2) 高齢者の就労・ボランティア活動の促進	51
	(3) 生きがいづくり・居場所づくりを通じた交流の促進	52
	基本目標4 認知症高齢者を支える仕組みづくり	54
	(1) 認知症に対する理解の促進	54
	(2) 認知症高齢者を地域で見守る体制づくり	55
	(3) 認知症高齢者の権利を守る支援の充実	56
	(4) 認知症高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくり	56
資料編		
1.	本巣市老人福祉計画作成委員会要綱	57
2.	本巣市老人福祉計画作成委員会名簿	59
3.	作成経過	60

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

高齢化の進展は著しく、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）、そして、団塊ジュニアが高齢者となる2040年（令和22年）は間近に迫り、社会保障費の増嵩が懸念されるようになってきています。国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という超高齢社会が現実となって訪れてきます。また、一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が大幅に増加すると見込まれています。さらに、地域住民どうしのつながりの希薄化から地域コミュニティーを維持することも難しくなり、高齢者ひいては地域そのものを支える仕組み自体が脆弱なものとなっていきます。

一方で、地域住民の価値観の多様化、生活パターンの多様化に伴い、福祉サービスや介護保険についても多様化・柔軟化が求められるようになると同時に、その多様化するニーズに、シームレスに対応していく仕組みが求められていきます。

福祉サービスや介護保険などの地域運営システムは「人」が支えるものです。しかし、本巢市の人口減少は他の市町村と比較して著しく、2015年から2065年までの50年間に半減してしまうと見込まれ、ありとあらゆる地域運営システムが今のままでは維持できなくなっていく可能性があります。

高齢者福祉の視点から言えば、支える人が少なくなっても、資金が少なくなっても、地域住民が安心して暮らしていけるようにするため、地域住民が交流しながら、日常生活をサポートし合うことができる仕組みを、今のうちから地道に構築していかなければなりません。つまり「地域共生社会」、「地域包括ケアシステム」を本巢市の地域特性に応じてしっかり作り上げていくことが求められるのです。

第5期本巢市老人福祉計画においては、これらの視点をベースとして、もとす広域連合第8期介護保険事業計画と一体となって、様々な福祉施策を地域の中で展開していきます。



2. 高齢者施策の流れ

本巢市老人福祉計画のこれまでの流れの概要は以下のとおりとなっています。

1989 年度（平成元年度） 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ゴールドプラン）の策定

- ・ 高齢者保健福祉サービスの整備目標の提示
- ・ 1999 年度（平成 11 年度）までの十か年の戦略

※なお、1994 年度（平成 6 年度）に「高齢者保健福祉 5 か年計画」（新ゴールドプラン）へ全面改定

1990 年度（平成 2 年度） 市町村に老人保健福祉計画の策定義務〔福祉関係 8 法の改正〕

1994 年度（平成 6 年度） 老人保健福祉計画

※2004 年度（平成 16 年度）の合併〔旧本巢町・旧真正町、旧糸貫町・旧根尾村（以下「旧 4 町村」という。）〕までは合併前の旧 4 町村による共同作成

1999 年度（平成 11 年度） もとす介護保険広域連合の設立〔現もとす広域連合〕

2000 年度（平成 12 年度） 介護保険制度のスタート

2000 年度（平成 12 年度） 本巢市老人保健福祉計画 ※以降、2003、2006 年度に作成

2004 年度（平成 16 年度） 合併〔旧本巢町・旧真正町、旧糸貫町・旧根尾村〕

2008 年度（平成 20 年度） 老人保健福祉計画から老人保健計画が抜け、老人福祉計画へ〔高齢者の医療の確保に関する法律〕

2009 年度（平成 21 年度） 本巢市老人福祉計画（第 1 期）

2012 年度（平成 24 年度） 本巢市老人福祉計画（第 2 期）

2015 年度（平成 27 年度） 本巢市老人福祉計画（第 3 期）

2018 年度（平成 30 年度） 本巢市老人福祉計画（第 4 期）

2021 年度（令和 3 年度） 本巢市老人福祉計画（第 5 期）





3. 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、もとす広域連合が策定している介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画と整合性を図りながら、一体的に策定したものです。

<p>老人福祉法 (市町村老人福祉計画) 第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。 (略) 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>介護保険法 (市町村介護保険事業計画) 第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。 1 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 二 各年度における地域支援事業の量の見込み 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項 (略) 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>
--

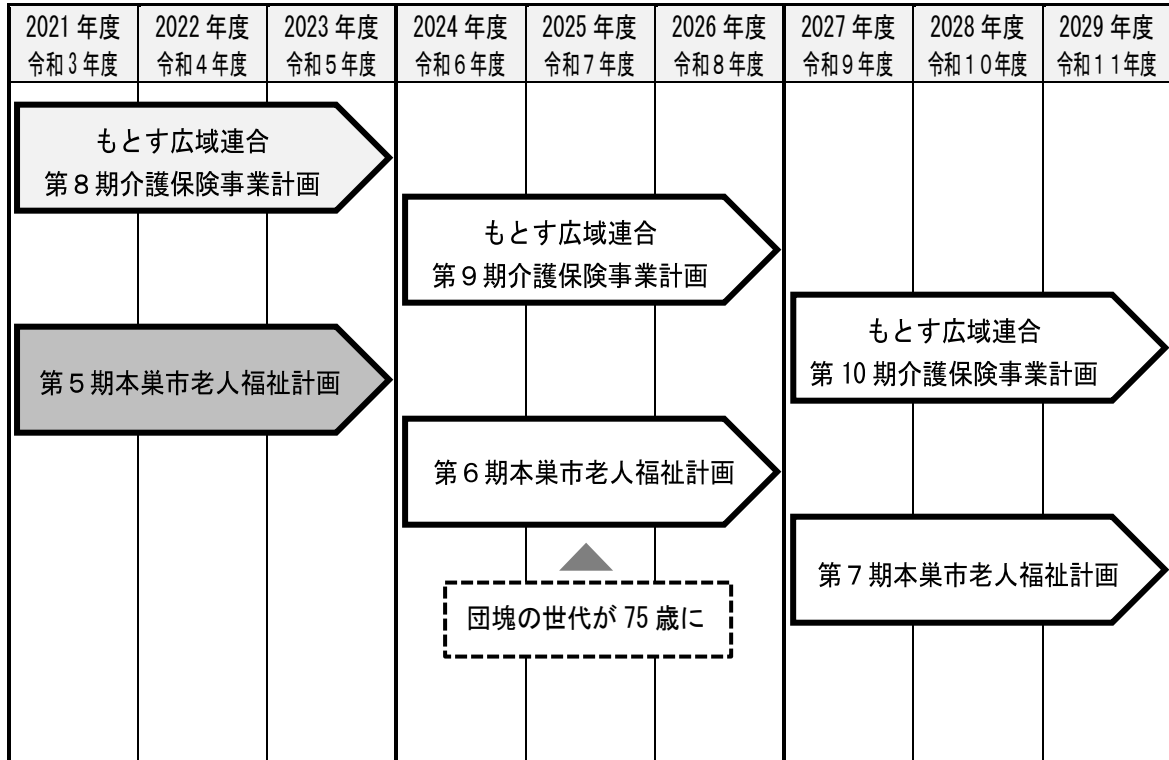




4. 計画期間

第5期本巢市老人福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

第6期の計画期間中に「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者になることから、その前期となる第5期は、介護予防や介護給付費の抑制に資する施策を推進する重要なポイントとなる計画になります。



5. 計画作成に向けた推進体制等

(1) 本巢市老人福祉計画作成委員会

老人福祉施策の展開に際して、地域の声を十分に反映した計画にするため、介護・老人福祉・医療福祉関係者、議会議員等を構成員とする「本巢市老人福祉計画作成委員会」において、第5期本巢市老人福祉計画の審議を行いました。

	議題等
第1回委員会 (R2. 11. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来推計人口 ・アンケート調査結果 ・本巢市における老人福祉施策の現況 ・計画骨子 (案)
第2回委員会 (R2. 12. 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画 (案) ※パブリックコメント (案) としての承認
パブリックコメント (R2. 12. 23～R3. 1. 22)	
第3回委員会 (R3. 2) (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画 (確定案)
計画 (案) の議会報告 (3月議会)	

(2) 庁内体制

老人福祉計画は、介護、福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、福祉敬愛課が中心となって関係部局等との横断的な連携・調整を図ります。

(3) 関係機関との連携

保健・医療・福祉の視点から計画を総合的に推進し、高齢者を地域全体で見守り、支援する地域包括ケアシステムの構築を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会等関係機関との連携強化を図ります。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、岐阜県およびもとす広域連合の組織市町等と連携して推進していきます。

(4) 市民と行政の協働による推進

高齢者を取り巻く問題・課題は、当事者の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な支援が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となっていただく必要があります。そこで、計画の推進にあたっては、市民に協力を求め協働による施策の展開をめざします。



(5) 計画の進行管理

計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することが重要になります。このため、本巢市老人福祉計画作成委員会において客観的に進捗状況をチェックするとともに、制度改正および社会情勢等の変化等に対応して施策等の方向性を検討していきます。

(6) アンケート調査

第5期本巢市老人福祉計画〔本巢市〕および第8期介護保険事業計画〔もとす広域連合（組織市町：瑞穂市、本巢市、北方町）〕の作成に必要な基礎資料を得るために、以下の2種類の調査を実施しました。（詳細はP22以降参照）

調査名	調査対象者	調査期間
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定されていない第1号被保険者 ・ 要支援1および要支援2の第1号被保険者 	R2. 1. 10～ R2. 1. 31
② 在宅介護実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている人（更新申請・区分変更申請に伴い認定調査を受ける（受けた）人） 	R1. 10. 1～ R2. 3. 31





第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 本巢市の高齢者を取り巻く状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

本巢市の総人口は、令和2年9月末現在、33,805人となっています。

住民基本台帳上の過去5年間の人口の推移をみると、平成28年から令和2年までの間に1,199人減少しています。

年齢別にみると、

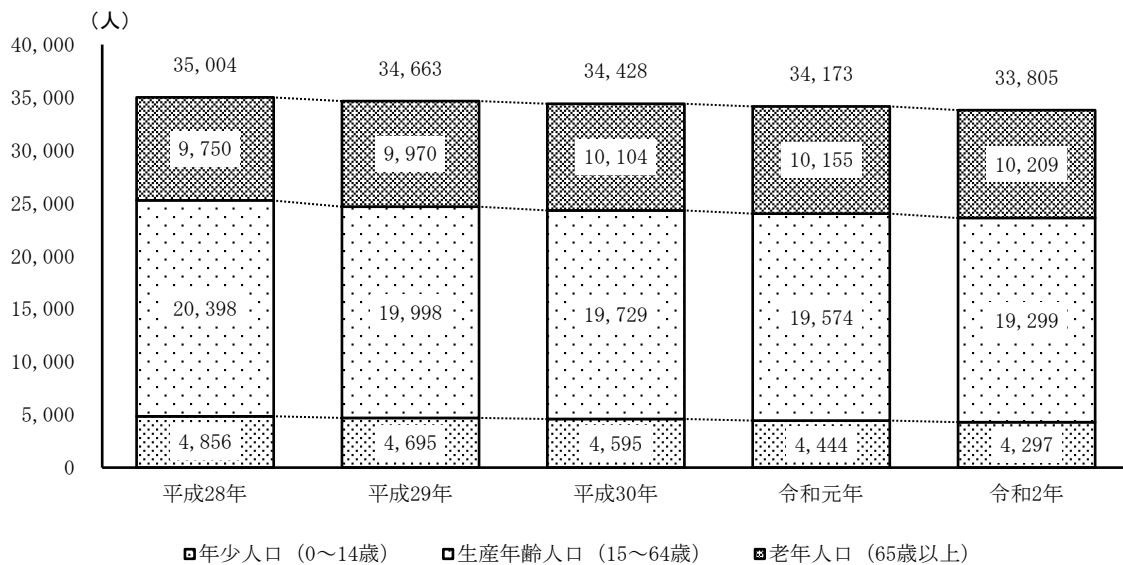
年少人口（0～14歳）： 559人減少

生産年齢人口（15～64歳）： 1,099人減少

老年人口（65歳以上）： 459人増加

となっており、老年人口が年々増加してきています。

【図表 2-1-1】 年齢3区分別人口の推移（平成28年度～令和2年度）



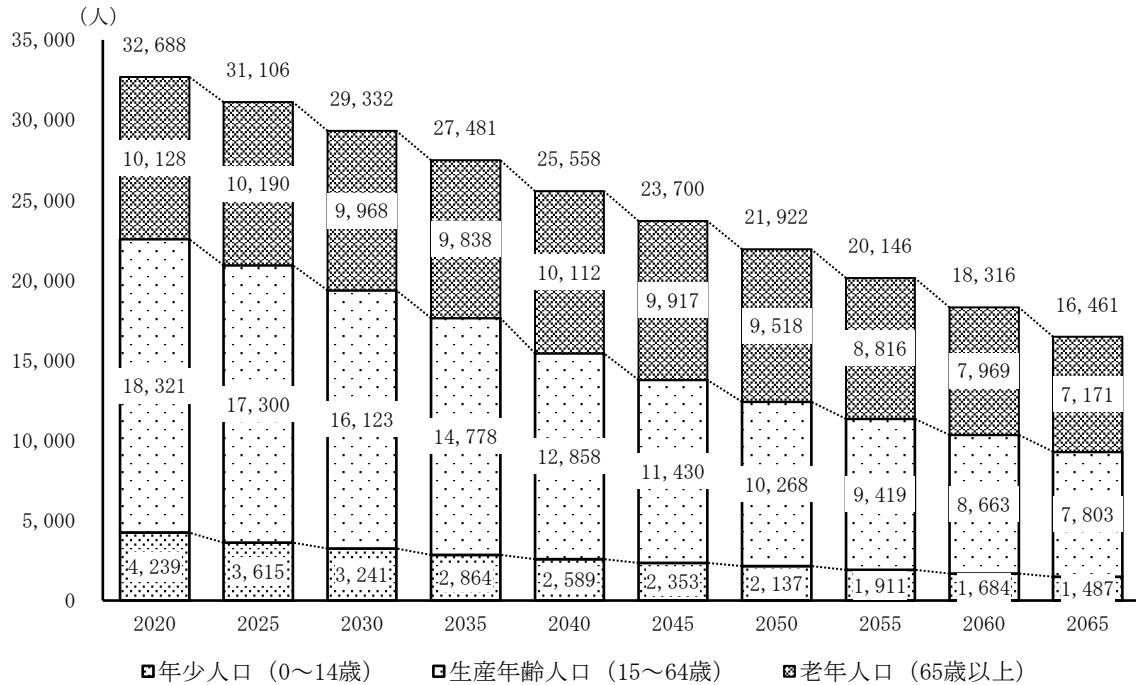
資料）住民基本台帳（各年とも9月末現在）





また、2020年（令和2年）以降の将来推計人口（「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）（以下、「社人研」という。))をみると、人口は減少を続け、2065年には、2020年と比較して49.6%減少し、16,461人になると見込まれています。

【図表 2-1-2】年齢3区分別人口の将来推計（2020(R2)～2065年）



資料) 「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（社人研）

注) 【図表 2-1-1】は住民基本台帳の実績値、【図表 2-1-2】は国勢調査をベースとする推計値であるため、数値は合わない。

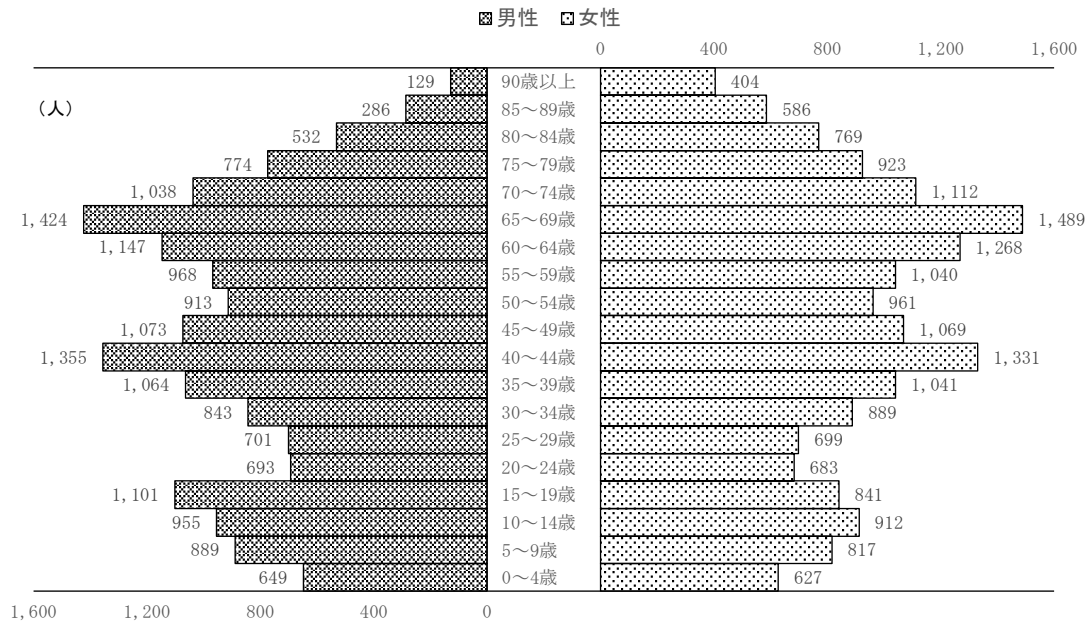




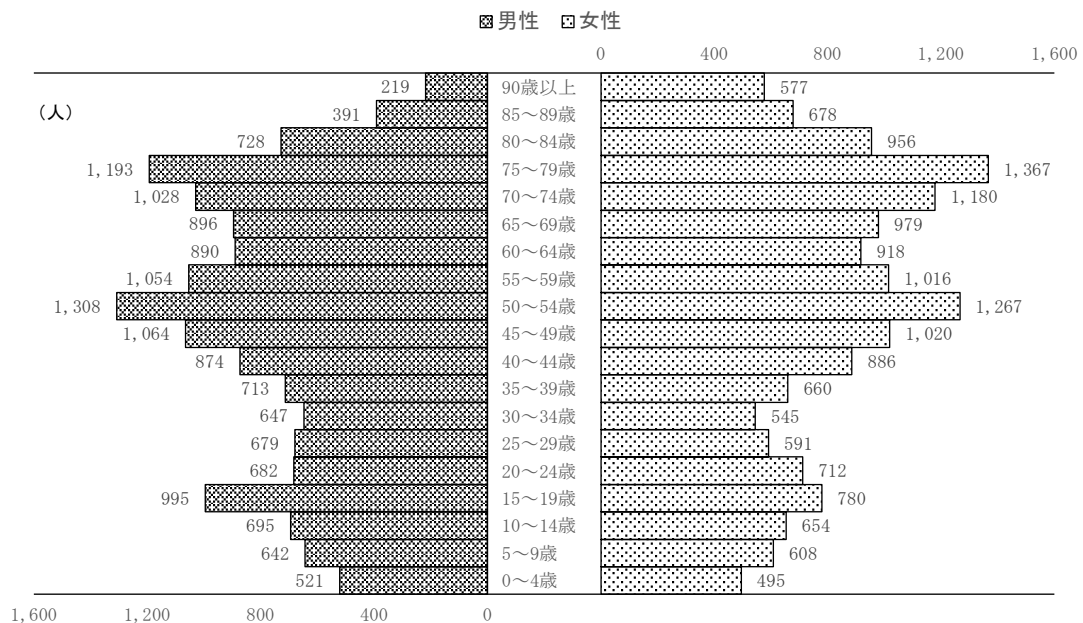
(2) 人口ピラミッド

2015年（平成27年）以降の国勢調査結果による人口ピラミッドをみると、以下のとおりとなっています（図表2-1-3～図表2-1-6）。総人口が減少していくとともに、高齢者の比重が高くなっていきます。

【図表2-1-3】人口ピラミッド（2015年、国勢調査）

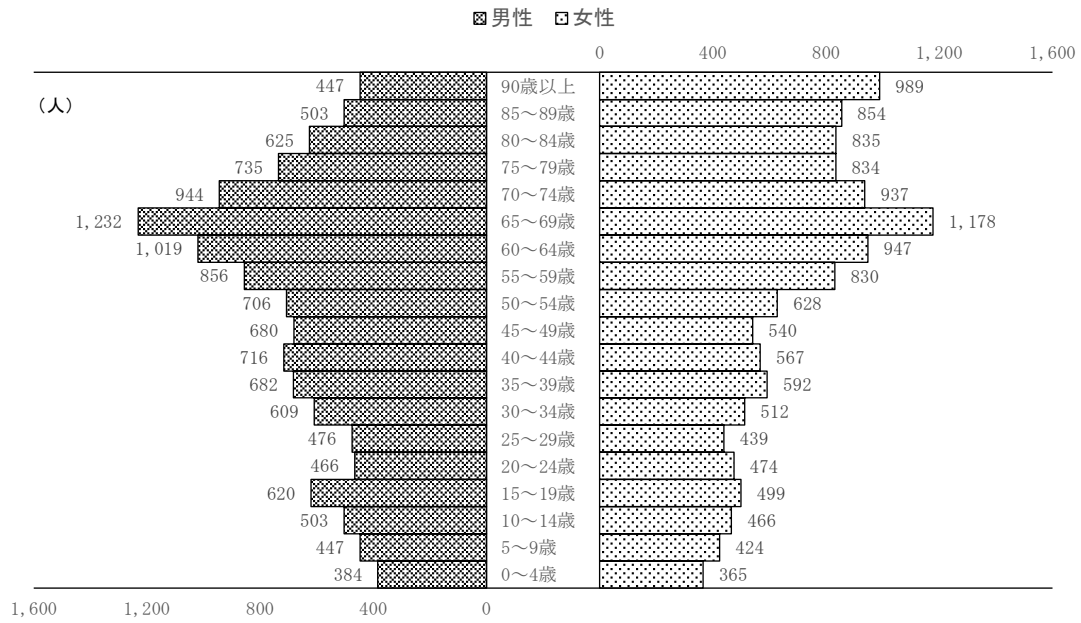


【図表2-1-4】人口ピラミッド（2025年、社人研推計）

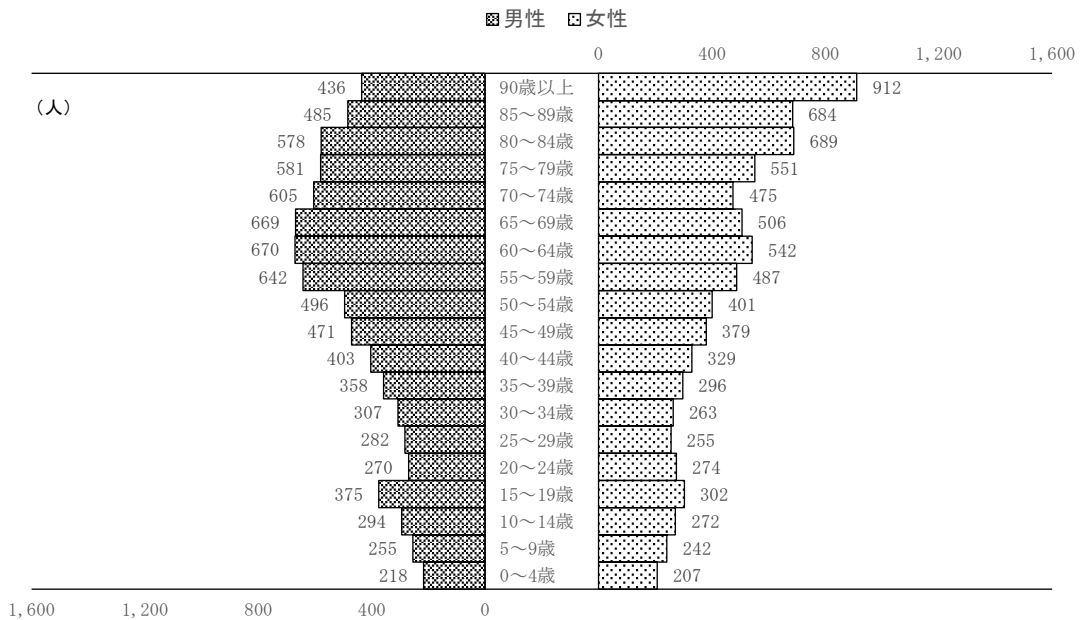




【図表 2-1-5】人口ピラミッド (2040年、社人研推計)



【図表 2-1-6】人口ピラミッド (2065年、社人研推計)

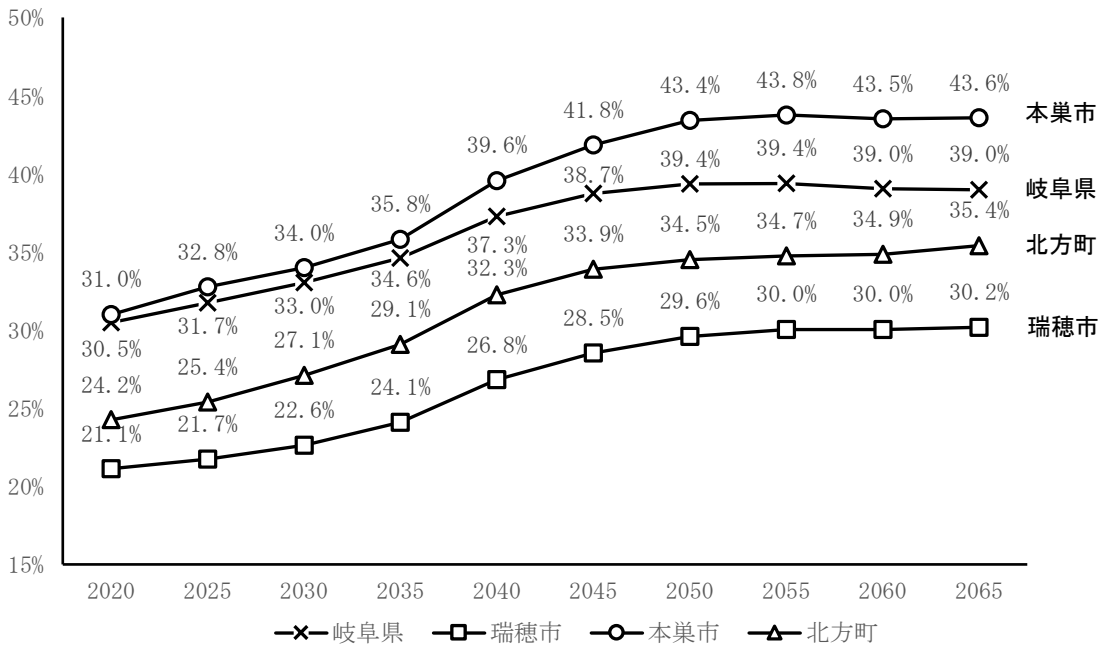


（３）高齢化率の推移

本巢市における高齢化率は、2020年（令和2年）に31.0%となっており、その後漸増していきませんが、2050年以降、43%台を横ばいで推移していくものと見込まれています（図表2-1-7）。

もとす広域連合組織市町の中では、本巢市の高齢化率は総じて高く推移し、2065年時点で8～13%の差になると見込まれています。

【図表2-1-7】高齢化率の推移



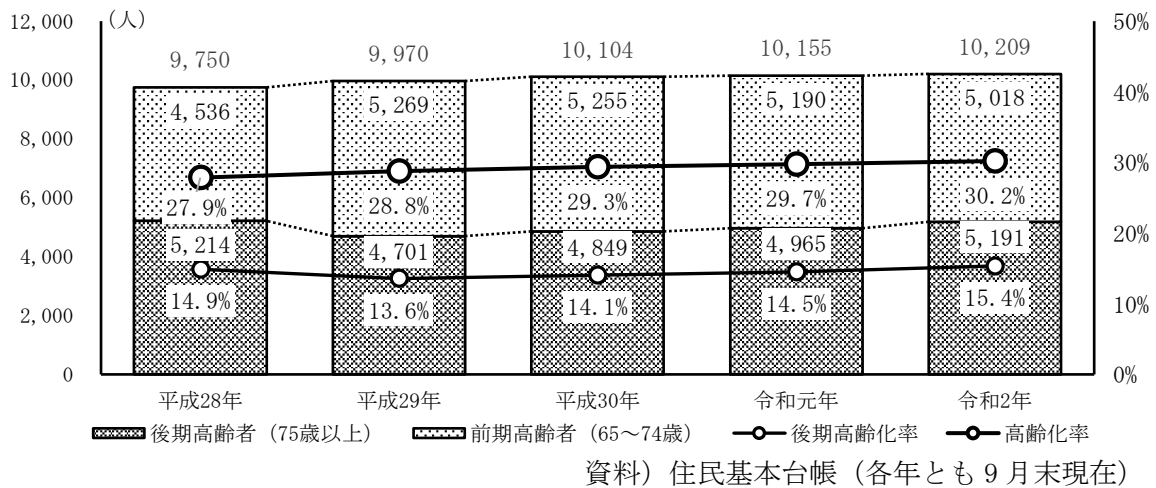
資料)「日本の将来推計人口（平成29年推計）」(社人研)

(4) 前期高齢者・後期高齢者数の推移

本巢市の高齢者人口（65歳以上人口）は、令和2年9月末現在、10,209人で、そのうち後期高齢者（75歳以上）は5,191人となっています（図表2-1-8）。

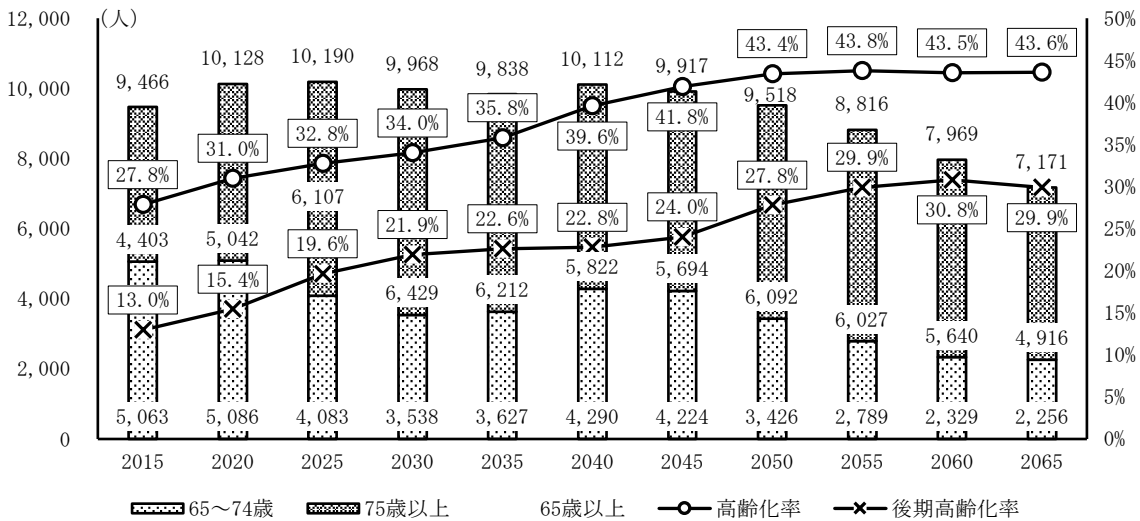
また、平成28年から令和2年までの間に高齢化率は30.2%まで増加、後期高齢化率15.4%まで増加しており、長寿命化が進展してきていることがうかがえます（図表2-1-8）。

【図表2-1-8】前期高齢者・後期高齢者数の推移



また、前期高齢者・後期高齢者の将来推計数をみると、高齢者数全体としては徐々に減少していくものの、後期高齢者が占める割合が増加していくことが見込まれます。

【図表2-1-9】前期高齢者・後期高齢者数の将来推計

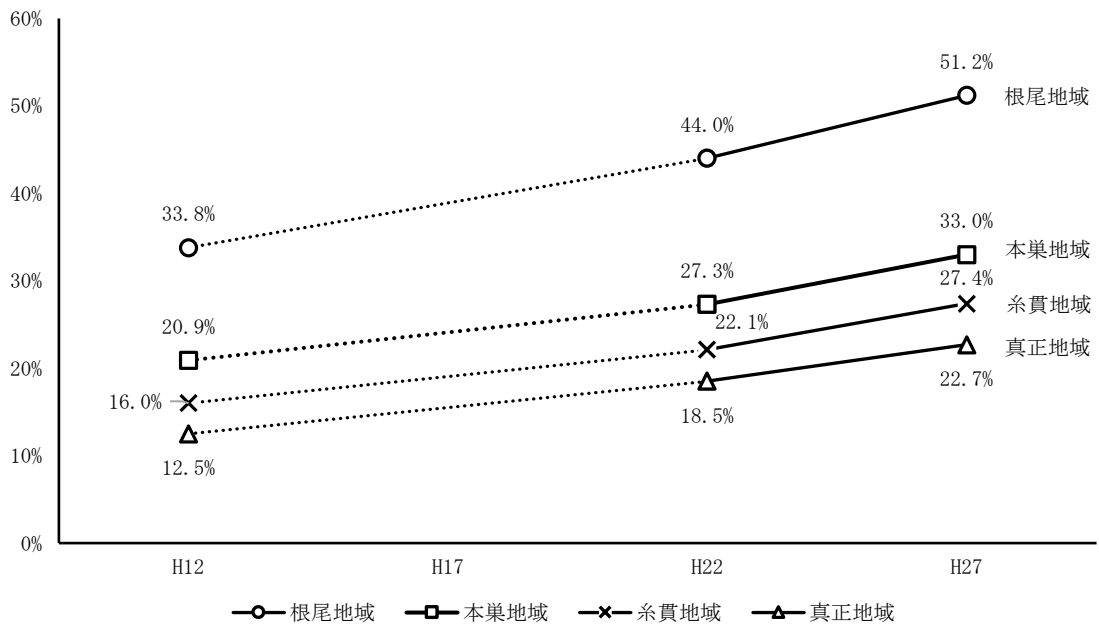


（５）地域別の高齢化率の推移

平成 27 年国勢調査により、本巢市における旧 4 町村別の高齢化率を比較すると、根尾地区が 51.2%と最も高く、次いで、本巢地域 33.0%、糸貫地域 27.4%、真正地域 22.7%となっています（図表 2-1-10）。

また、平成 12 年国勢調査からの推移を見ると、旧 4 町村ともに、高齢化率は右肩上がりに上昇しています。

【図表 2-1-10】 地域別の高齢化率の推移



資料) 国勢調査

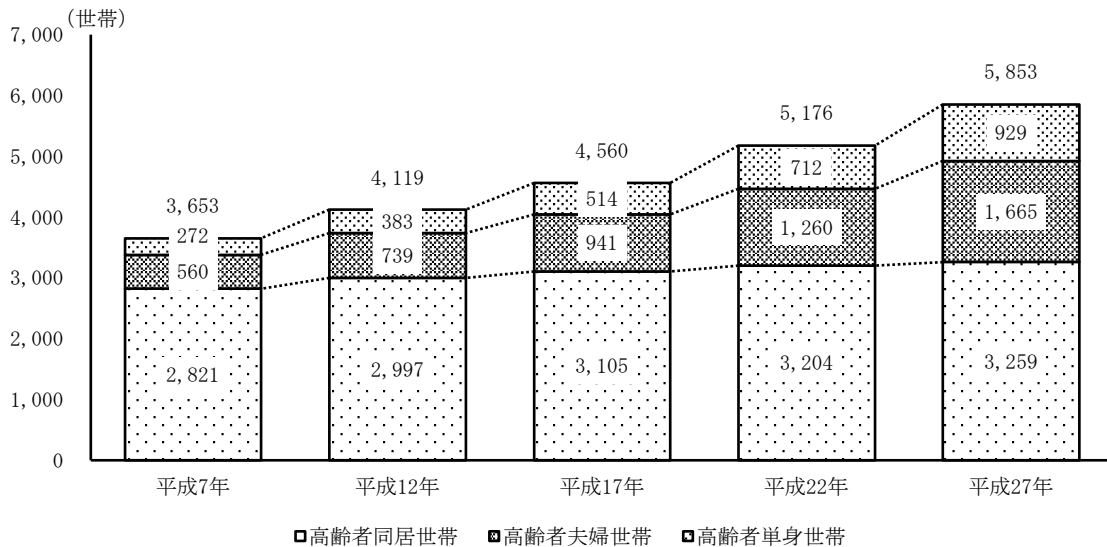
注) H17 国勢調査においては旧 4 町村別のデータは未掲載

(6) 高齢者世帯数の推移

本県市における高齢者のいる世帯は、平成27年では5,853人となっており、平成7年の3,653世帯から、20年間で2,200世帯増加しています。

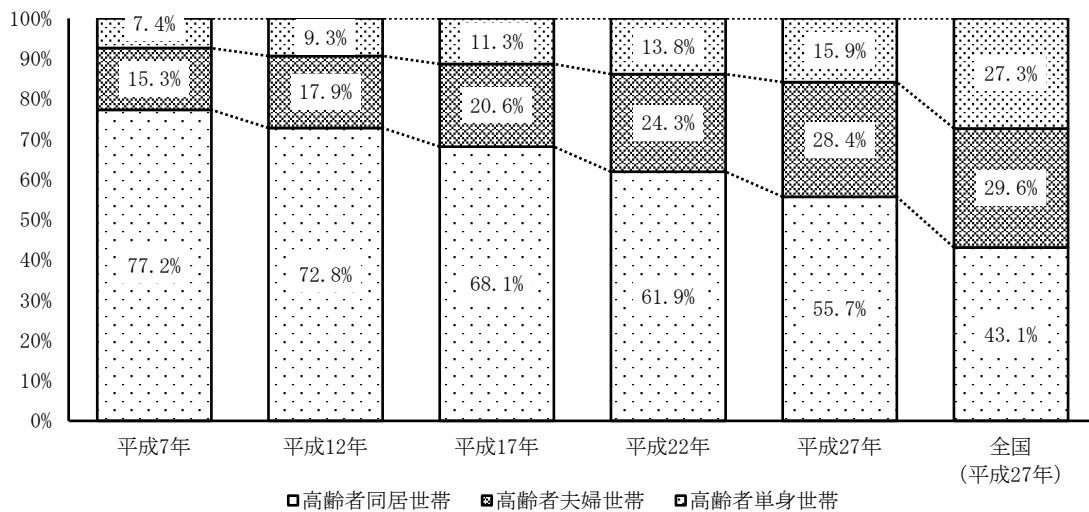
世帯類型別にみると、高齢者単身世帯および高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれかまたは両方が65歳以上の夫婦のみの世帯）の割合が大幅に増加し、同居世帯の割合が減少しています。

【図表 2-1-11】 高齢者のいる世帯数の推移



資料) 国勢調査

【図表 2-1-12】 高齢者世帯の類型割合の推移



資料) 国勢調査



平成 27 年 10 月 1 日現在の「総世帯に占める高齢者のいる世帯の割合」をみると、本巢市は 51.7%となっており、全国を 11.0 ポイント、岐阜県を 3.6 ポイント上回っています。

【図表 2-1-13】 高齢者のいる世帯数と割合の比較

区分	総世帯数	高齢者のいる世帯	
		世帯数	率
全国	53,331,797	21,713,308	40.7%
岐阜県	751,726	361,538	48.1%
本巢市	11,321	5,853	51.7%
根尾地域	611	483	79.1%
本巢地域	2,504	1,424	56.9%
糸貫地域	3,899	1,998	51.2%
真正地域	4,307	1,948	45.2%

資料) 国勢調査 (H27)

(7) 高齢者夫婦世帯

高齢者夫婦世帯を夫婦の年齢別にみると、夫婦ともに 75 歳未満の世帯は 1,021 世帯 (61.3%) と多くなっています。夫婦ともに 75 歳以上の世帯は 355 世帯 (21.3%) となっています。

【図表 2-1-14】 高齢者夫婦世帯 (年齢別)

区分	妻							
	65 歳未満	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85 歳以上	計	
夫	65歳未満	0	18	3	1	0	0	22
	65~69歳	255	275	15	1	1	0	547
	70~74歳	47	262	146	19	1	0	475
	75~79歳	4	31	188	92	7	0	322
	80~84歳	0	6	33	102	59	2	202
	85歳以上	1	0	3	12	37	44	97
	計	307	592	388	227	105	46	1,665
(再掲)	妻							
	75 歳未満			75 歳以上			計	
夫	75歳未満	1,021 (61.3%)			23 (1.4%)			1,044 (62.7%)
	75歳以上	266 (16.0%)			355 (21.3%)			621 (37.3%)
	計	1,287 (77.3%)			378 (22.7%)			1,665 (100.0%)

資料) 国勢調査 (H27)





(8) 高齢者単身世帯

高齢者単身世帯を性別・年齢別にみると929人中、男性は295人(31.8%)、女性は634人(68.2%)、65～74歳の前期高齢者は435人(46.8%)、75歳以上の後期高齢者は494人(53.2%)となっています。

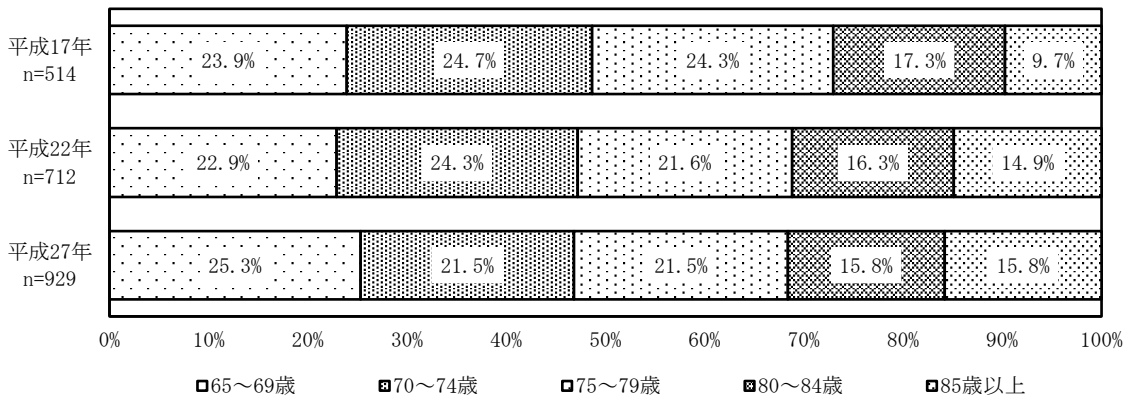
年齢構成の推移をみると、平成17年に前期高齢者が48.6%、後期高齢者が51.3%だったものが、平成27年には前期高齢者が46.8%、後期高齢者が53.1%と後期高齢者の割合が増加しています。

【図表 2-1-15】 高齢者単身世帯 (性別・年齢別)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男性	101	76	42	42	34	295(31.8%)
女性	134	124	158	105	113	634(68.2%)
計	235	200	200	147	147	929(100.0%)
	435(46.8%)			494(53.2%)		

資料) 国勢調査 (H27)

【図表 2-1-16】 高齢者世帯 年齢構成の推移



資料) 国勢調査

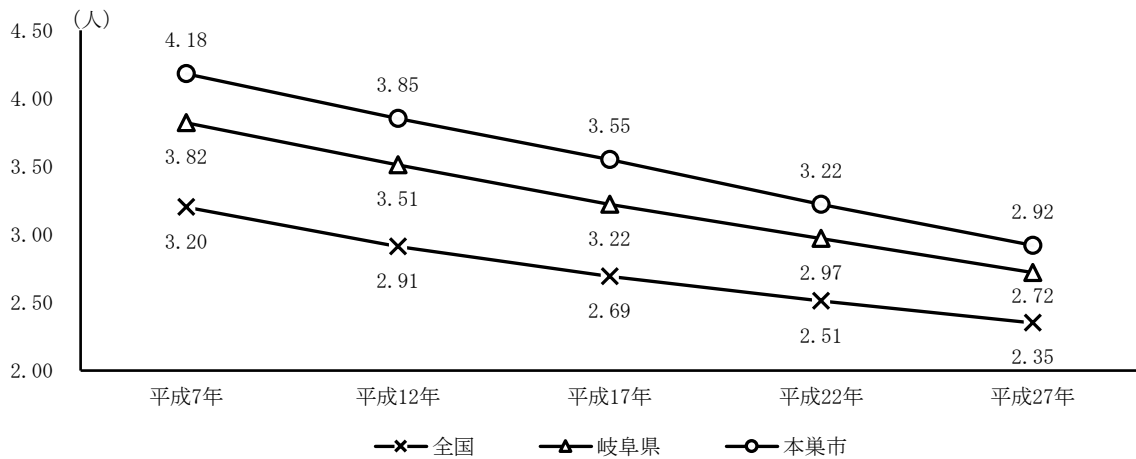


（９）高齢者のいる世帯の平均世帯人員

本巢市における「高齢者のいる世帯」の平均世帯人員の推移をみると、平成7年から平成27年の20年間で1.26人減少し、平成27年で2.92人となっています。

また、岐阜県・全国と比較すると、全国（2.35人）、岐阜県（2.72人）より上回っています。しかしながら、平成7年と比較すると世帯規模は縮小しており、高齢者夫婦世帯および高齢者単身世帯の増加からも、今後もこの傾向は続くことが予測され、家庭の介護力の低下は否めません。

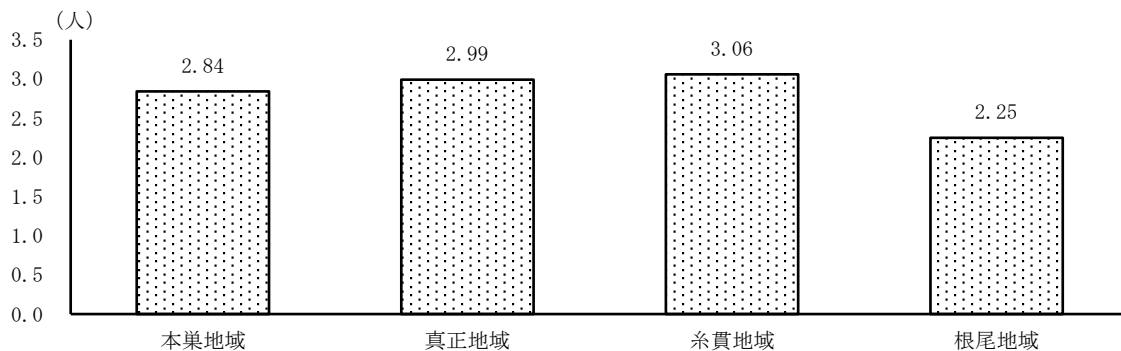
【図表 2-1-17】 高齢者のいる世帯の平均世帯人員の推移



資料) 国勢調査

高齢者のいる世帯の平均世帯人員を地区で比較すると、最も多いのは糸貫地域の3.06人、最も少ないのは根尾地域の2.25人となっています。

【図表 2-1-18】 高齢者のいる世帯の平均世帯人員の比較（地区別）

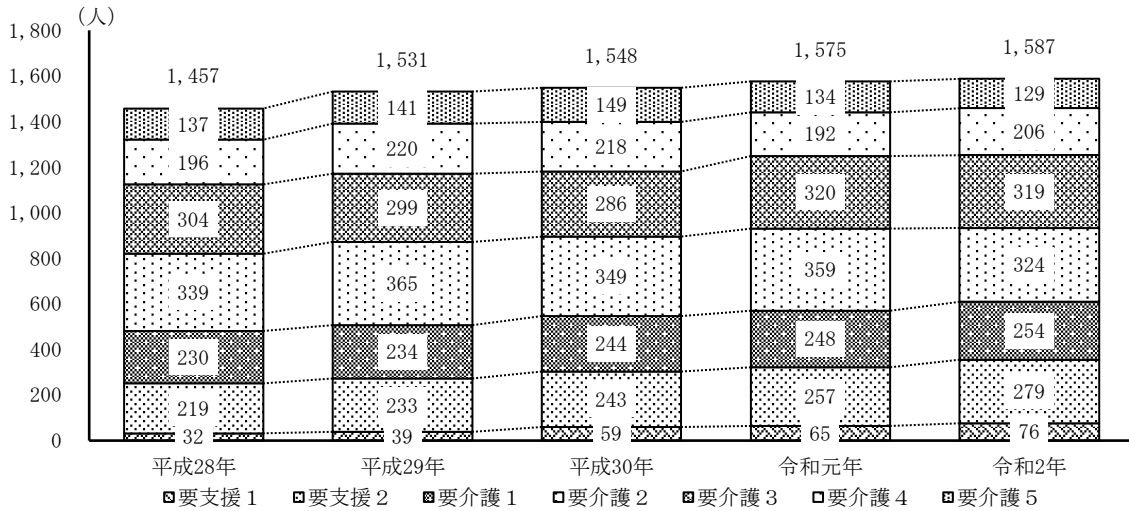


資料) 国勢調査 (H27)

(10) 要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、年々増加しており、令和2年では1,587人となっています。また、要介護（要支援）別にみると、要支援1、2および要介護1が増加しています。

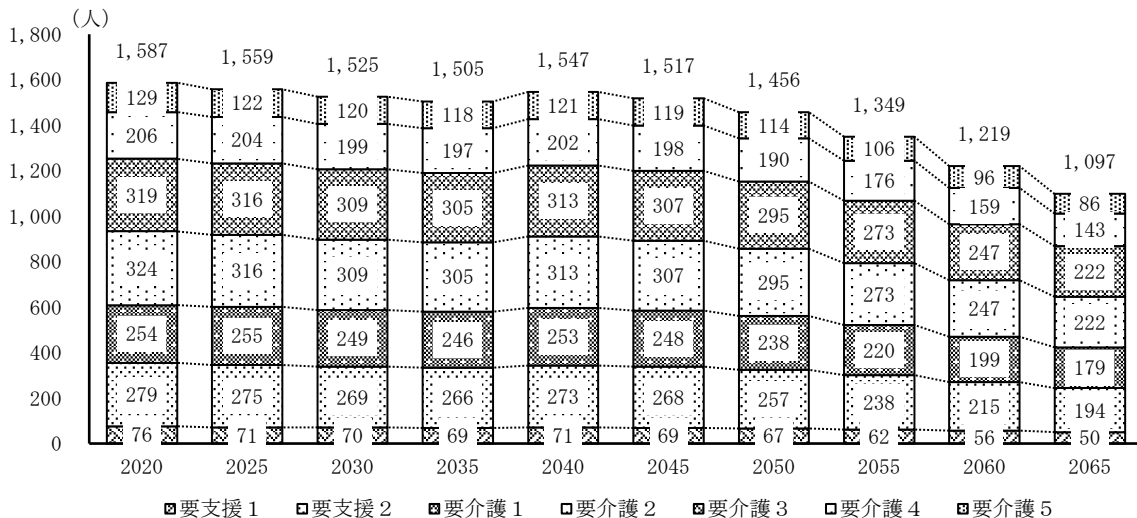
【図表 2-1-19】 要介護（要支援）認定者数の推移



資料) 介護保険事業状況報告（月報）（各年9月末現在）

また、要介護（要支援）認定者数の将来推計をみると、2045年以降減少していくものと見込まれています。

【図表 2-1-20】 要介護（要支援）認定者数の将来推計



資料) 令和2年9月の認定率をもとに、人口推計値（社人研推計）に掛け合わせて推計しています。



(13) 要支援・要介護認定者の構成

令和2年9月末現在の介護度別認定者数をみると、要介護2が324人(20.4%)と最も多く、次いで要介護3が319人(20.1%)となっています。最重度の要介護5は129人(8.1%)です。

【図表 2-1-23】 要支援・要介護認定者の構成

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号 被保険者 65歳以上	76	273	253	317	312	200	124	1,555
第2号 被保険者 40～64歳	0	6	1	7	7	6	5	32
合計	76	279	254	324	319	206	129	1,587
	4.8%	17.6%	16.0%	20.4%	20.1%	13.0%	8.1%	100.0%

資料) 介護保険事業状況報告(令和2年9月末現在)

(14) 介護サービスの受給状況

令和2年9月末現在、本巢市において介護保険のサービスを利用している人は1,297人で認定者に占める割合(受給率)は81.7%です(もとす広域連合における受給率は82.1%でほぼ同じ割合になっています)。このうち在宅サービスを利用している人は75.9%です(もとす広域連合と比較して施設サービスの受給率が若干高くなっています)。

【図表 2-1-24】 介護サービスの受給状況 (単位:人・%)

区分	認定者数(人)	受給者数(人)	受給率(%)	
			在宅サービス(%)	施設サービス(%)
本巢市	1,587	1,297	75.9%	24.1%
もとす広域連合	3,908	3,208	78.7%	21.3%

資料) 介護保険事業状況報告(令和2年9月末現在)



2. アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

もとす広域連合の第8期介護保険事業計画（令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの計画期間）およびもとす広域連合の組織市町（瑞穂市、本巢市、北方町）が定める老人福祉計画を作成するにあたり、もとす広域連合管内の高齢者を対象にアンケートを実施しました。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」および「在宅介護実態調査」の2種類のアンケート調査があります。

〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〕（概要）

調査期間	令和2年1月10日～令和2年1月31日
調査地域	広域連合管内全域
調査方法	郵送による調査票の発送・回収（無記名回収）
調査対象者	・要介護認定されていない第1号被保険者 ・要支援1および要支援2の第1号被保険者
発送調査表総数	6,000通〔うち本巢市2,400通（根尾地区以外2,050通、根尾地区350通）〕
回収数	3,801通〔うち本巢市1,575通（根尾地区以外1,380通、根尾地区195通）〕
回収率	63.4%〔うち本巢市65.6%（根尾地区以外67.3%、根尾地区55.7%）〕

〔在宅介護実態調査〕（概要）

調査期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日
調査地域	広域連合管内全域
調査方法	聞き取り調査・回収（被保険者番号の記入回収）
調査対象者	・在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている人（更新申請・区分変更申請に伴い認定調査を受ける（受けた）人）
回収数	550通（うち本巢市199通）

※調査結果の表示方法についての注意事項

- ・四捨五入の関係で、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合、回答者全体に対してどのくらいの人が回答したのかを示す割合を表示しています。

※ なお、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においては、もとす広域連合管内を5つの「日常生活圏域」に分け、それぞれの圏域でのクロス集計を行っています。

「日常生活圏域」は、地域住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域のことです。

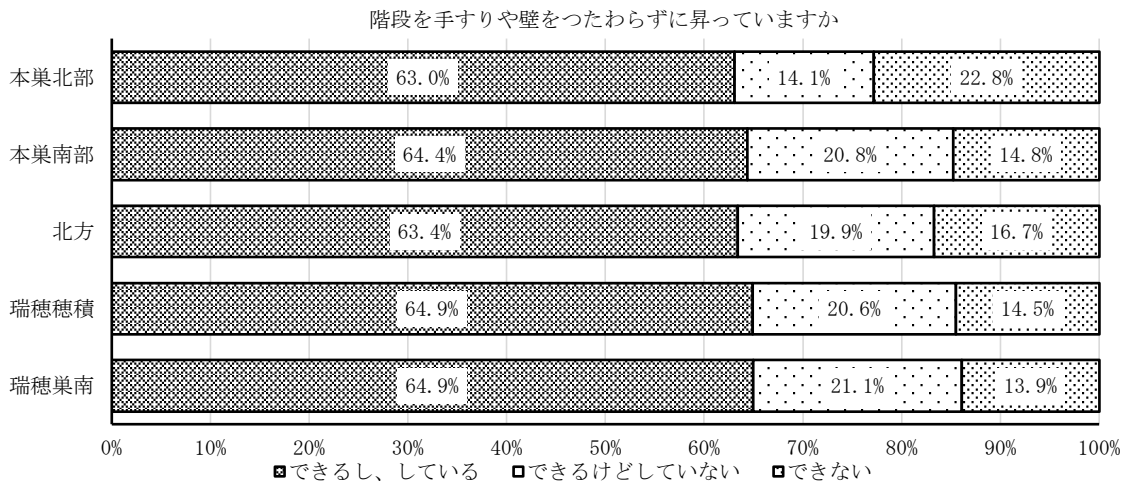


(2) アンケート調査結果

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【設問1】階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

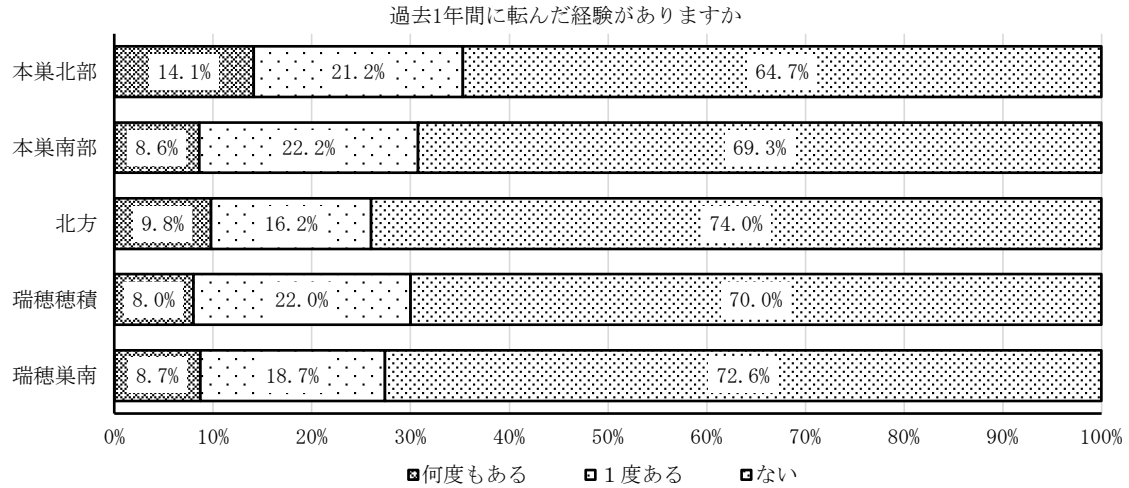
すべての日常生活圏域において、6割超の高齢者が「できるし、している」と答えている。一方で、「本巢北部」のみ、「できない」と答えた高齢者が2割を超えている。「本巢北部」においては、身体的な問題によって、日常生活を送ることが難しい高齢者が、他圏域と比較して多い可能性がある。





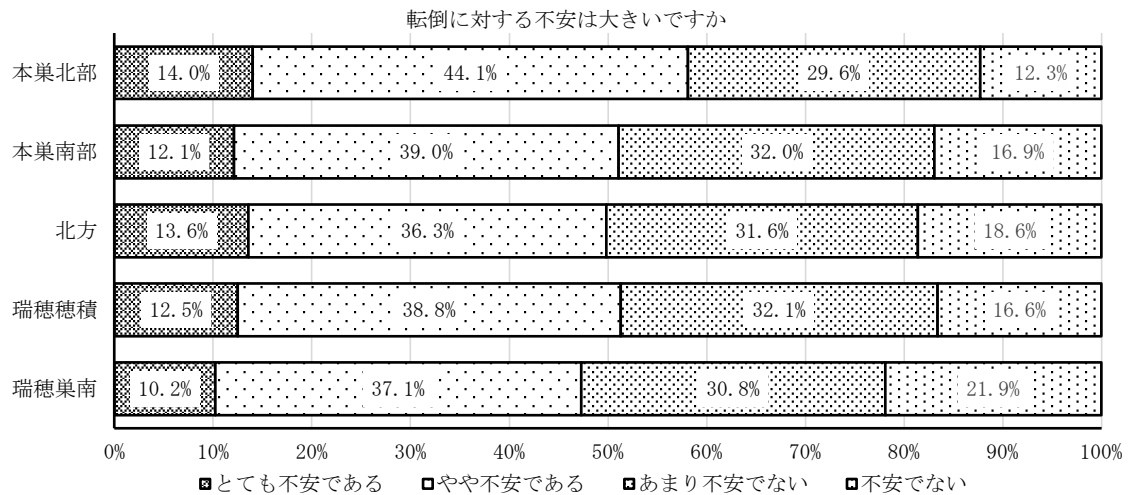
【設問 2】 過去 1 年間に転んだ経験がありますか

転んだ経験がある高齢者の割合も、「本巣北部」が他圏域と比較して多い。特に「何度もある」と答えた高齢者の割合が多い。



【設問 3】 転倒に対する不安は大きいですか

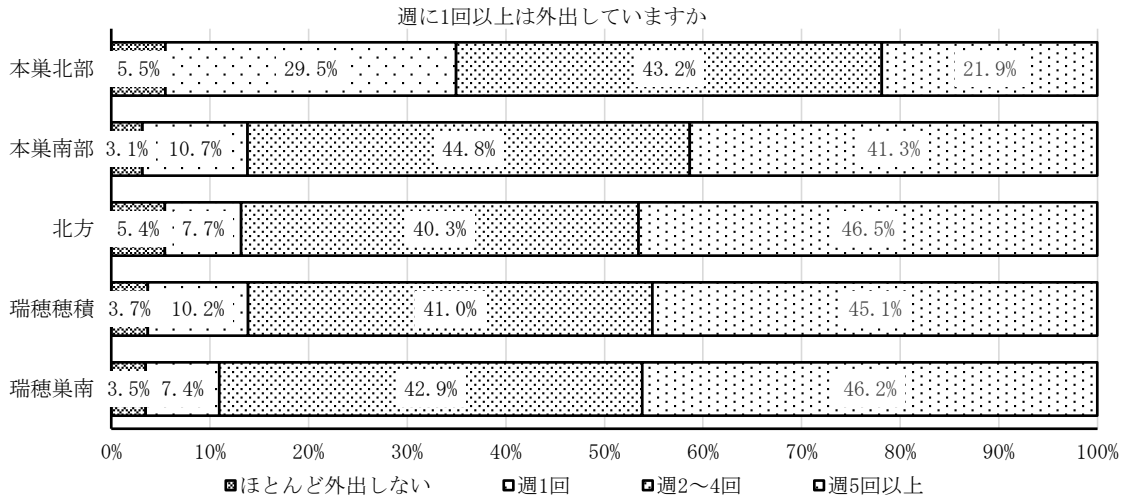
転倒に対する不安は「本巣北部」で高い。一方、「巣南」では、転倒に対する不安を抱いている人は少ない傾向にある。





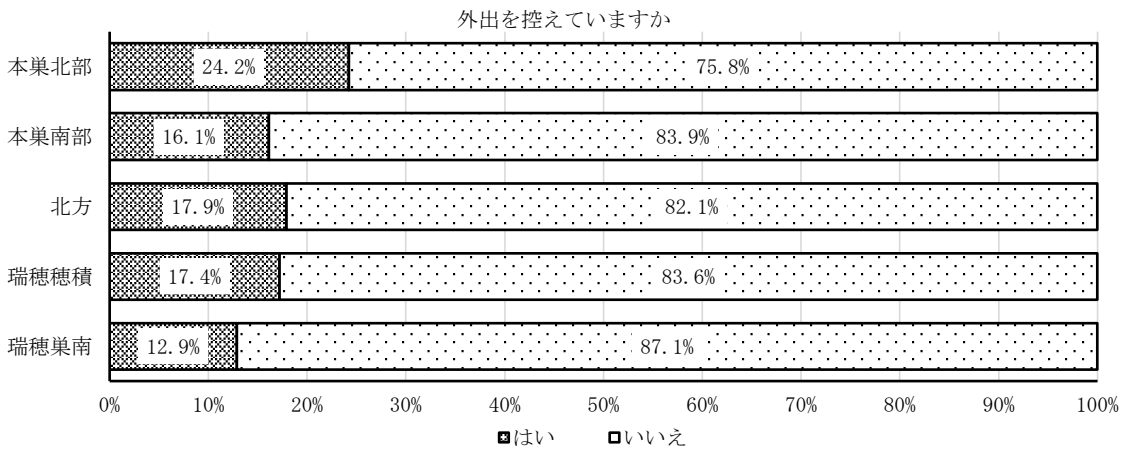
【設問4】週に1回以上は外出していますか

「本巣北部」の多くの高齢者が、外出回数が少ない（「ほとんど外出しない」「週1回」を合計して35%となり、他圏域と比較して突出している。）。なお、「本巣北部」以外の圏域では、「週5回以上」外出している高齢者が約4割を超えている。



【設問5】外出を控えていますか

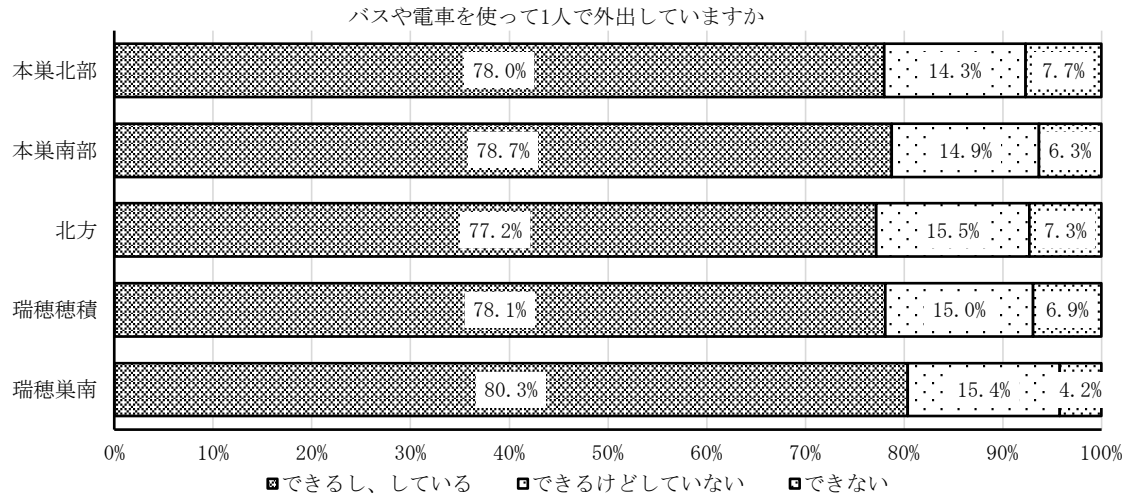
「本巣北部」には、「外出を控えている」高齢者が比較的多い。「控えている」高齢者の半数以上が「足腰などの痛み」を、次いで「トイレの心配（失禁など）」を理由にあげている。



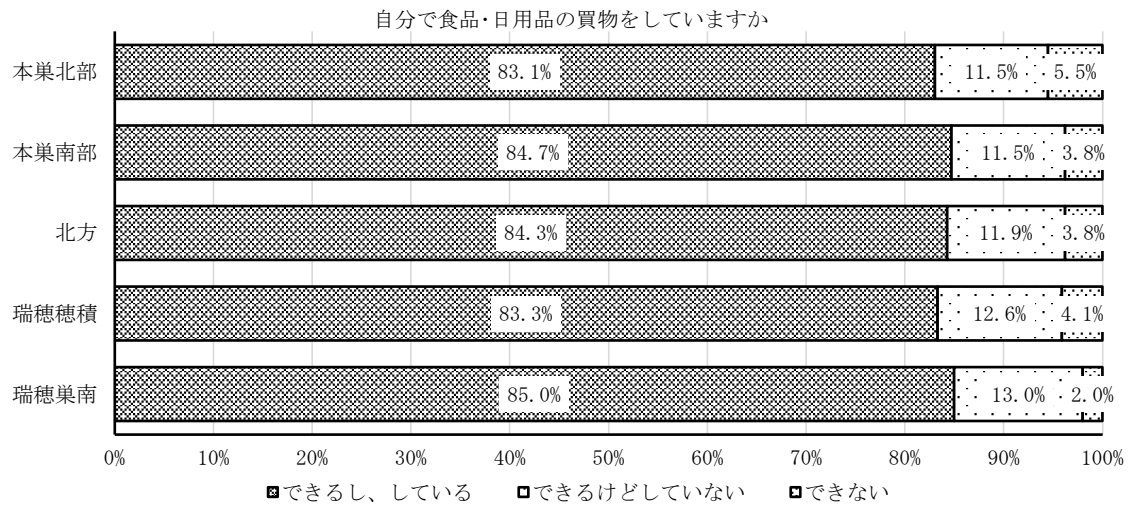


バスや電車などの公共交通機関を使って外出したり、食品・日用品の買物をする場合については、日常生活圏域によって、傾向が大きく変わることはない。

【設問 6】 バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）



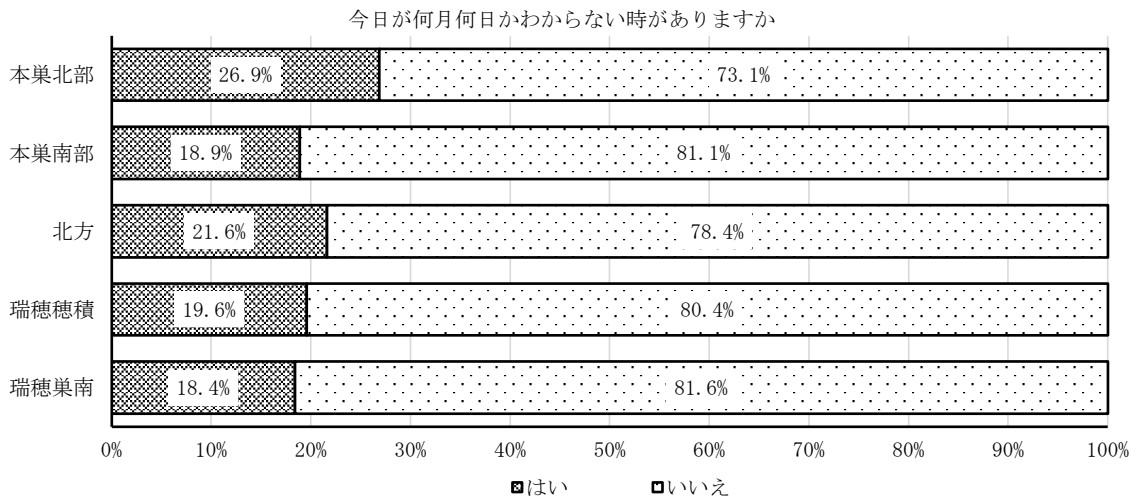
【設問 7】 自分で食品・日用品の買物をしていますか





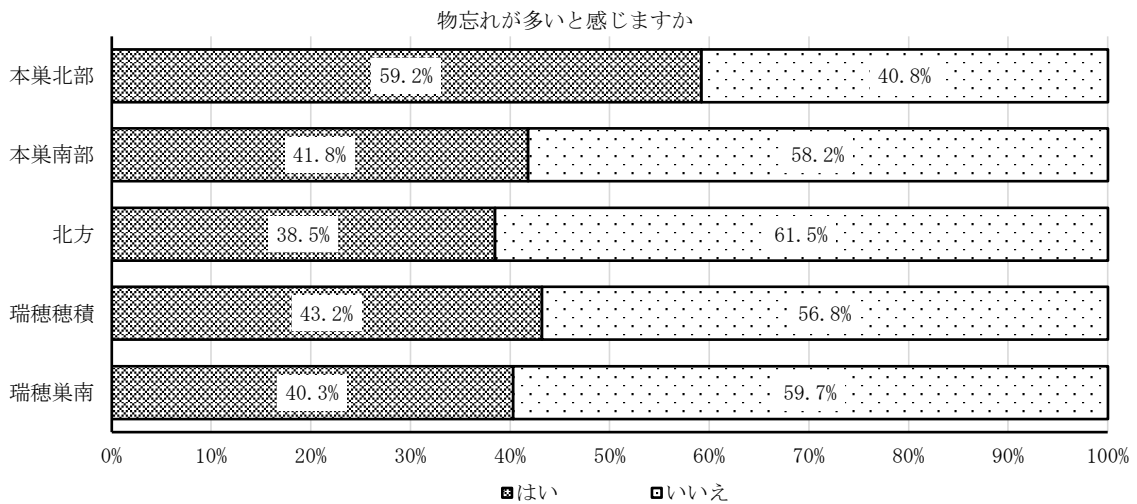
【設問 8】 今日が何月何日かわからない時がありますか

「本巢北部」では、今日が何月何日かわからない時がある人の割合が高い。



【設問 9】 物忘れが多いと感じますか

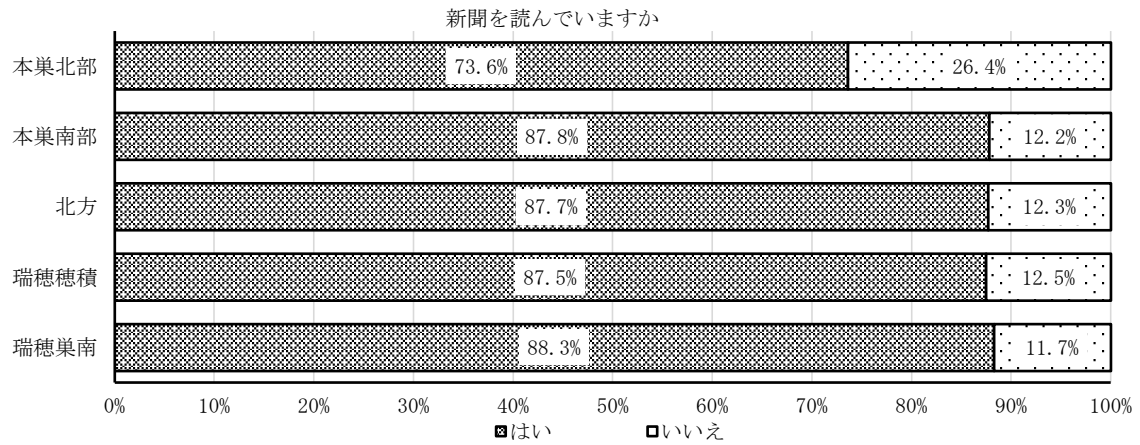
高齢者本人の意識としても、「物忘れが多くなった」と感じる高齢者が「本巢北部」には、多く存在する（約6割の高齢者が感じている）。



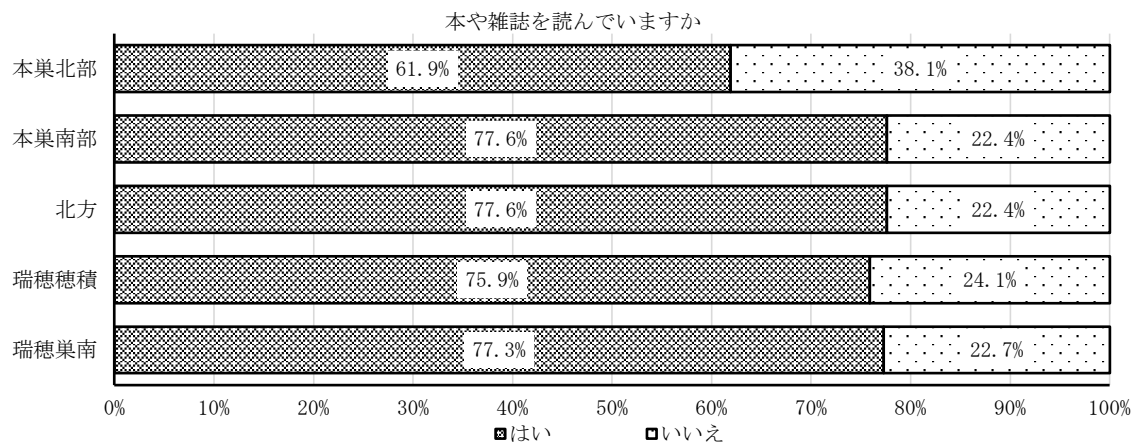


「本巣北部」の高齢者は、新聞や本・雑誌を読む人が比較的少なく、趣味を持っている人も少ない。

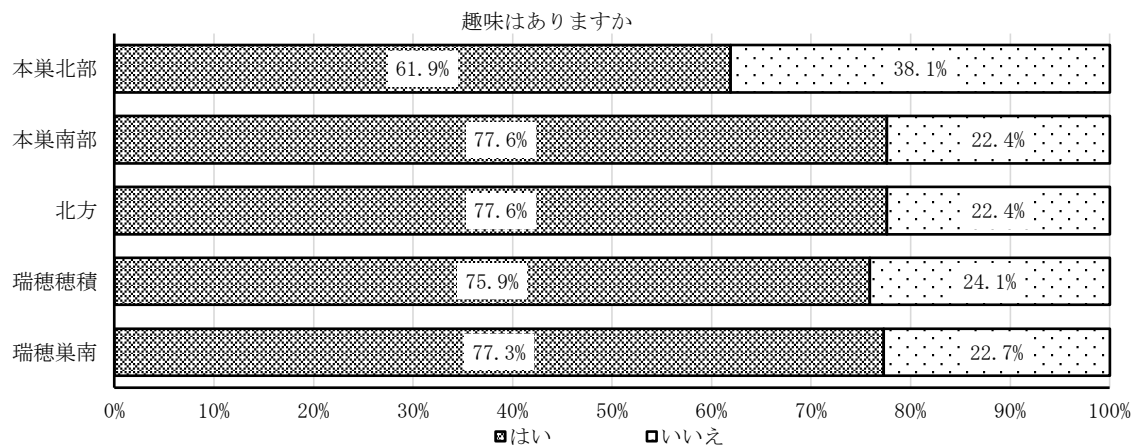
【設問 10】 新聞を読んでいますか



【設問 11】 本や雑誌を読んでいますか



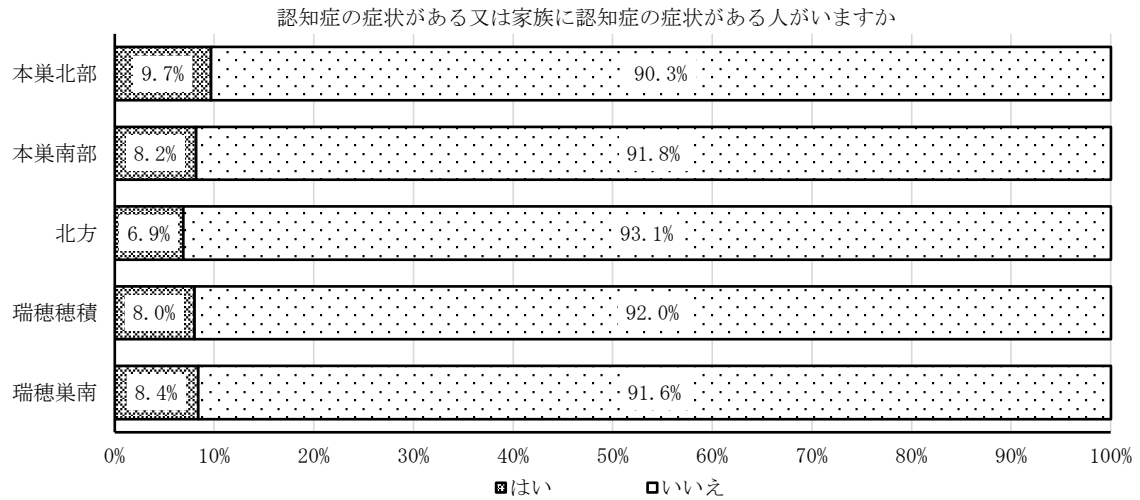
【設問 12】 趣味はありますか





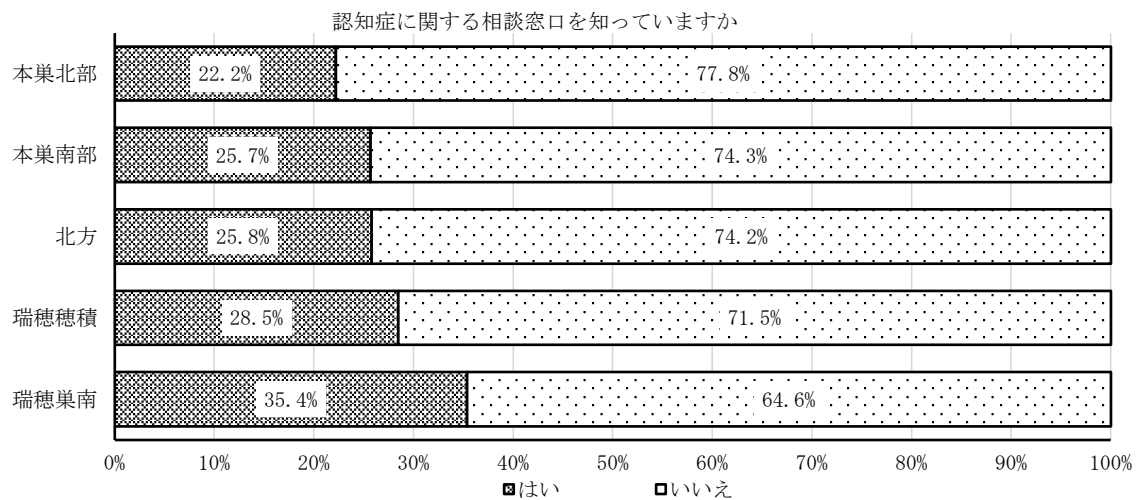
【設問 13】 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

認知症の症状があるのかどうかという質問に対しては、圏域毎に大きな差は存在しない。しかし、「認知症の症状がある」と答えた割合と、「物忘れが多くなった」（設問 9）と答えた割合は圏域によって大きく異なっている。



【設問 14】 認知症に関する相談窓口を知っていますか

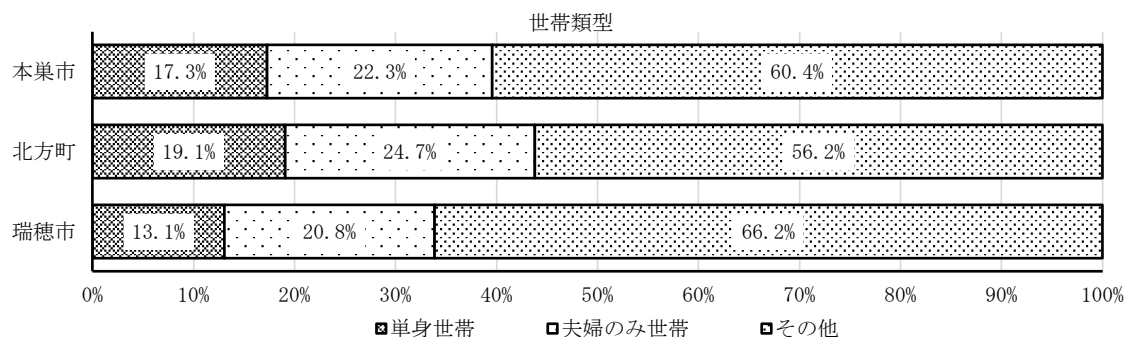
認知症予防には、早期発見・早期対応が重要であるが、認知症に関する相談窓口を知らない高齢者が比較的多い。



②在宅介護実態調査

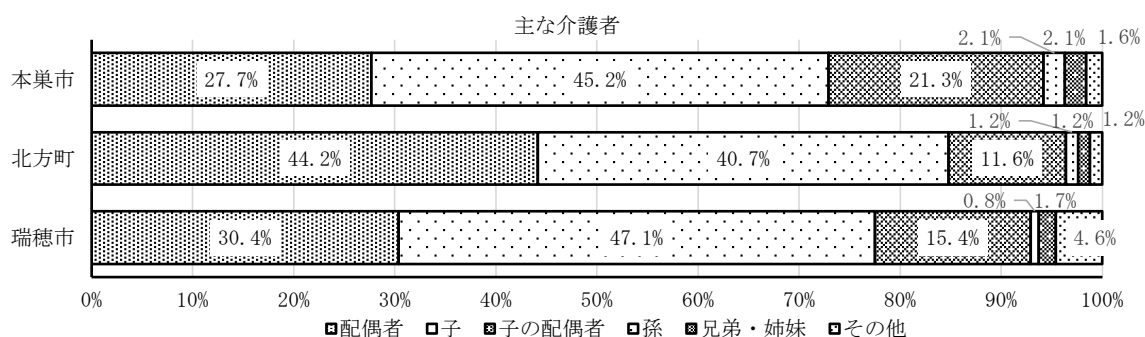
【設問 15】世帯類型

組織市町（瑞穂市・本巢市・北方町）ともに、「夫婦のみ世帯」が20%前半となっているが、北方町は、「単身世帯」が若干多くなっている。



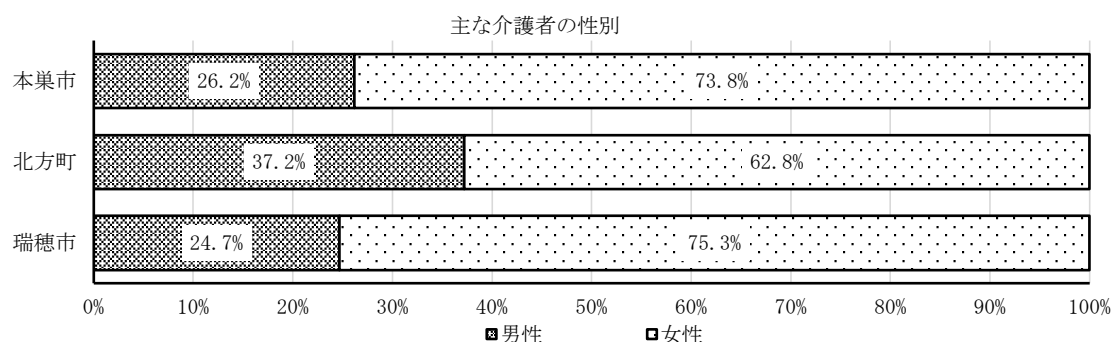
【設問 16】主な介護者

北方町は、「主な介護者」として、「配偶者」が約44%と高くなっている。



【設問 17】主な介護者の性別

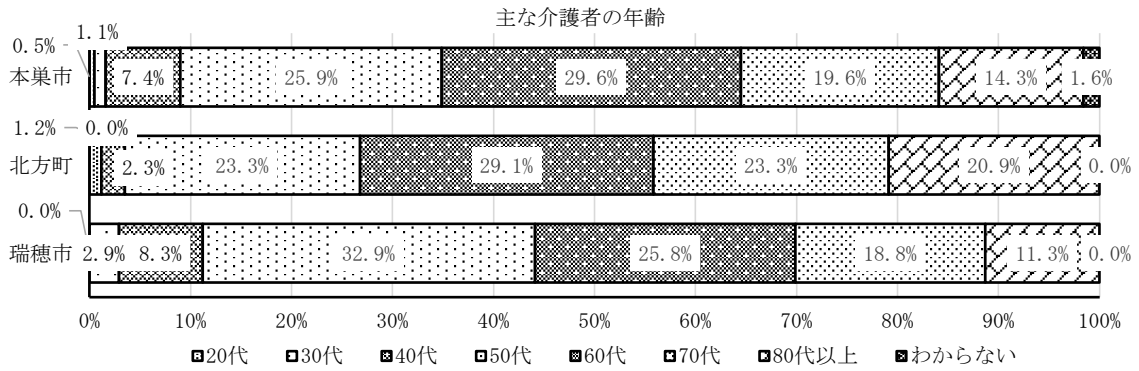
北方町は、「主な介護者の性別」として、「男性」が約37%と高くなっている。





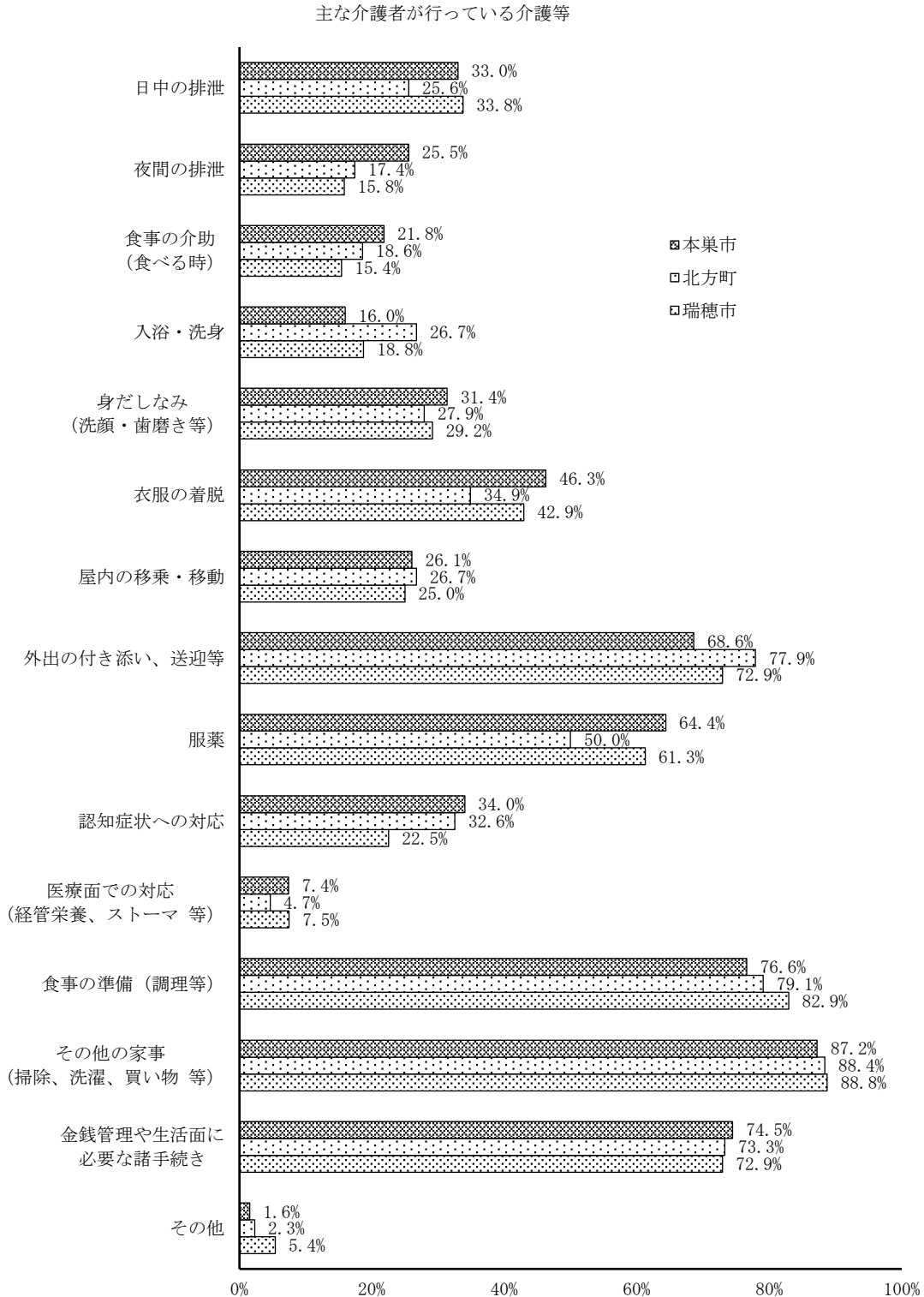
【設問 18】 主な介護者の年齢

50代以降の介護者が組織市町ともに約9割前後となっている。



【設問 19】 主な介護者が行っている介護等

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「食事の準備（調理等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「外出の付き添い、送迎等」が多い。

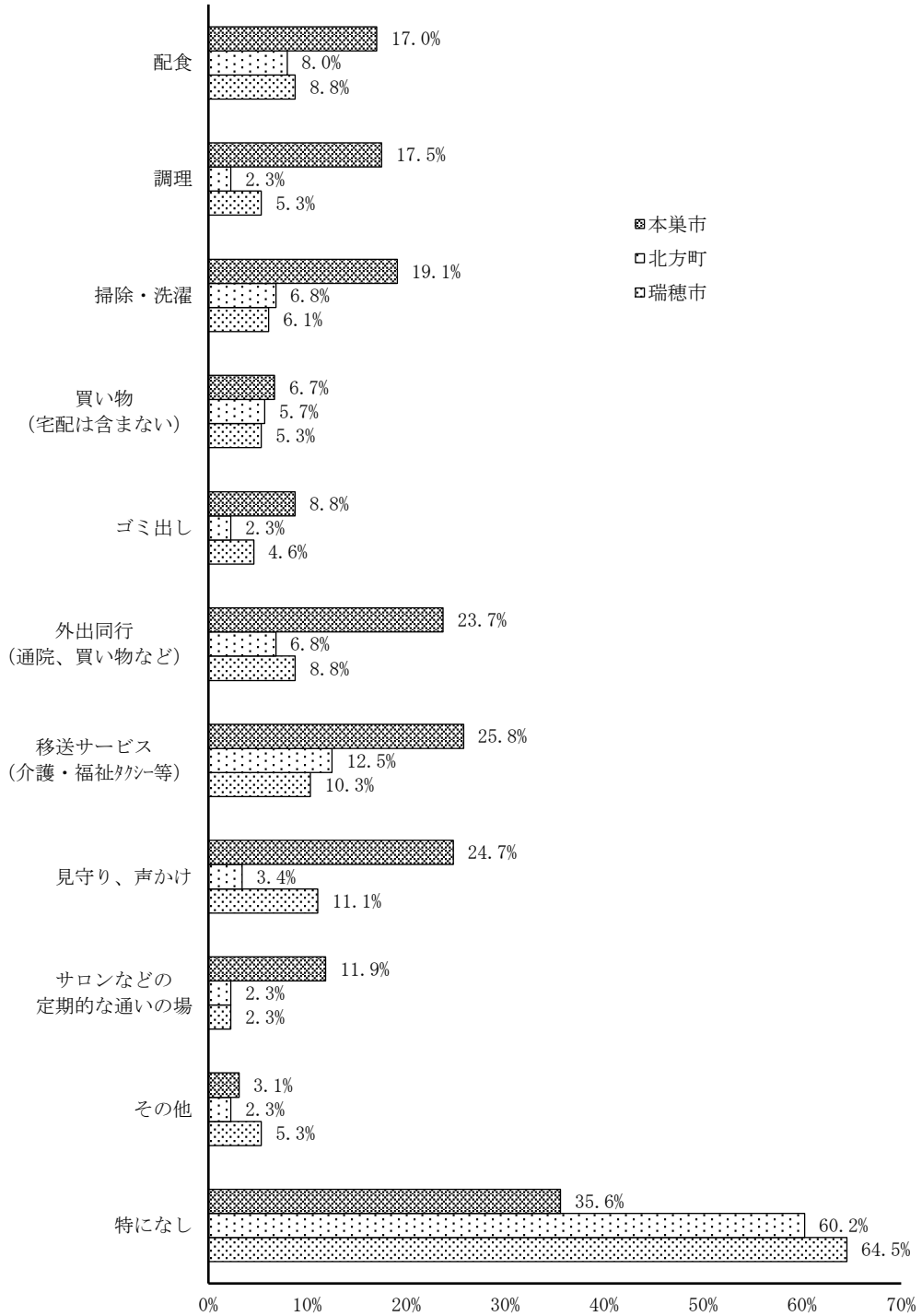




【設問 20】 今後の在宅生活の継続に必要と感じる（更なる充実が必要と感じる）支援・サービス

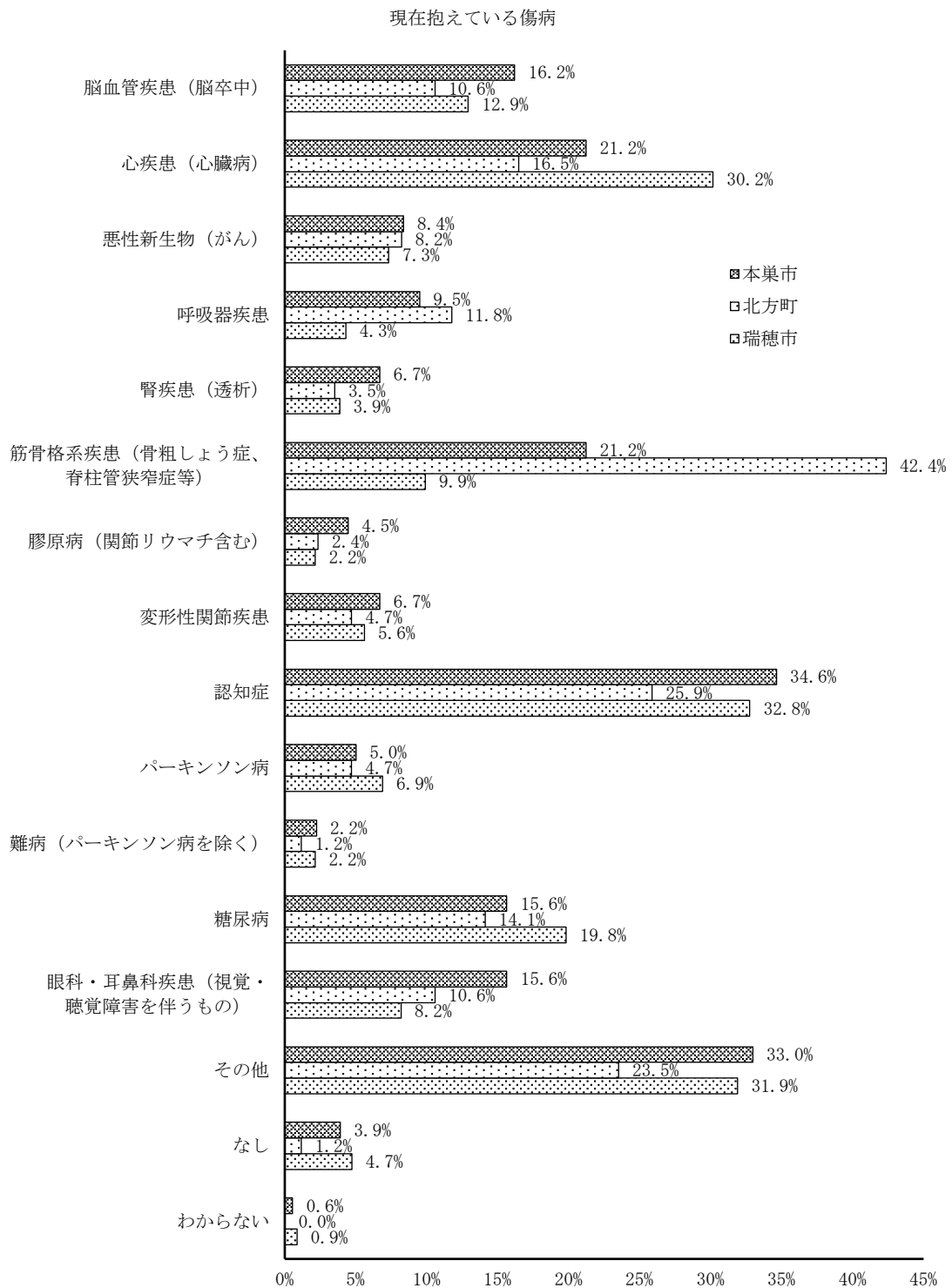
全体的な傾向として「本巢市」においてニーズが高くなっている。

今後の在宅生活の継続に必要と感じる（更なる充実が必要と感じる）支援・サービス



【設問 21】 現在抱えている傷病

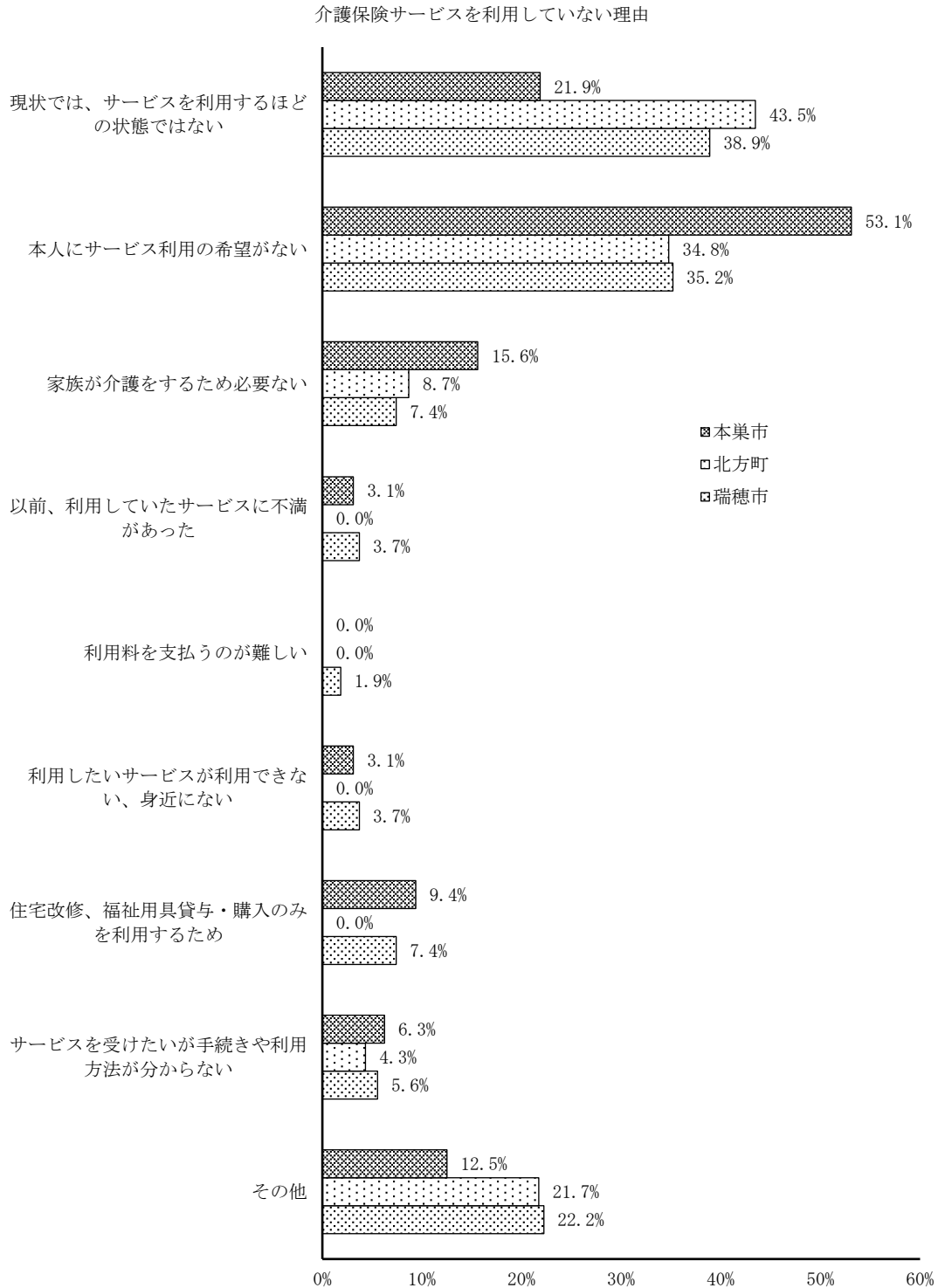
瑞穂市と本巢市の傷病者割合が、北方町と比較して、総じて高くなっている。





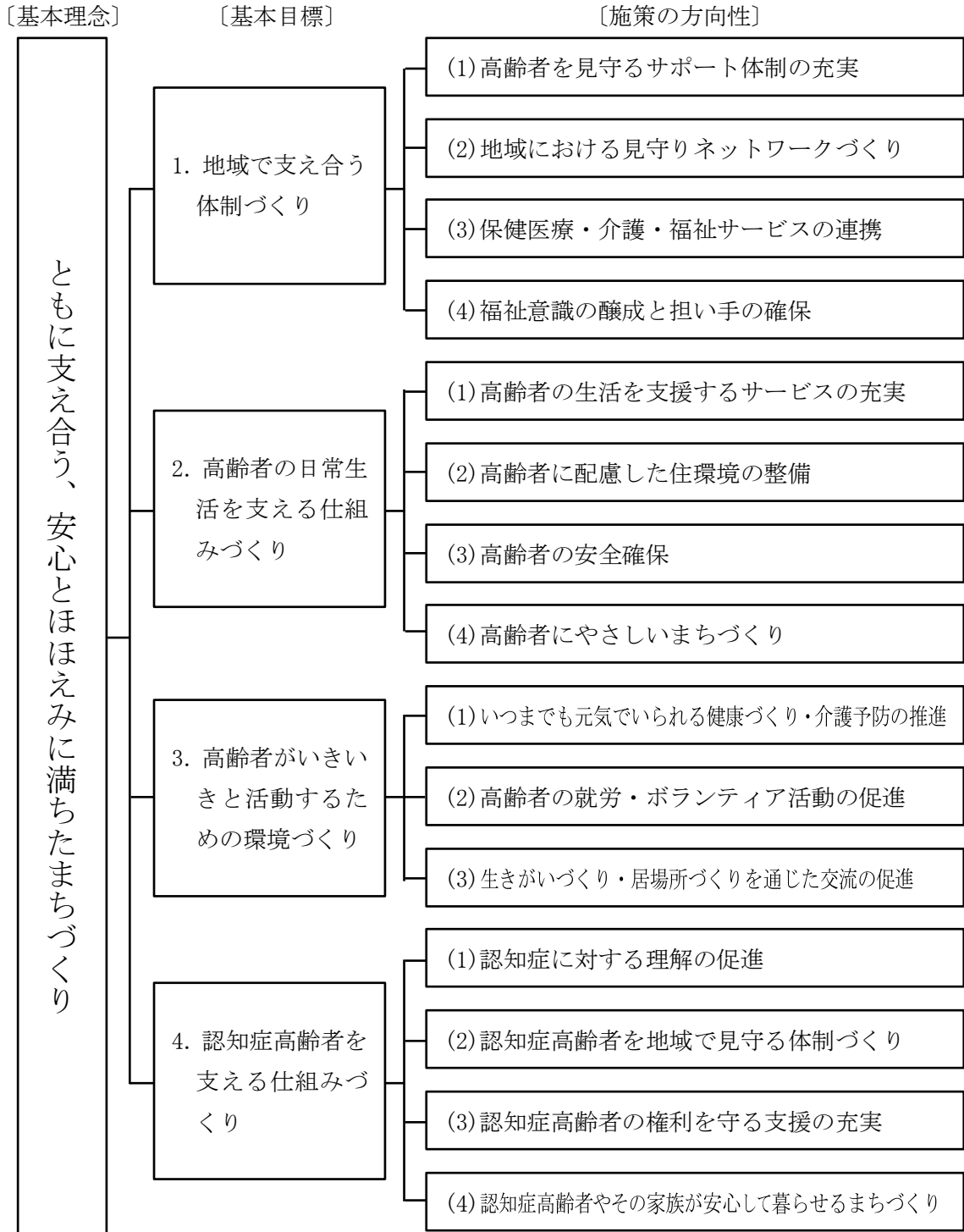
【設問 22】 介護保険サービスを利用していない理由

「介護保険サービスを利用していない理由」として、本巣市民は「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」と答えている割合は低く、「本人にサービス利用の希望がない」と答えている割合は高い。



2. 計画体系

本巢市老人福祉計画においては、基本理念「ともに支え合う、安心とほほえみに満ちたまちづくり」のもと、以下の基本目標・施策の方向性を掲げ、事業を展開していきます。





(2) 地域における見守りネットワークづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自治会や民生委員児童委員、地域のボランティア、配達業務等で地域に関わりのある民間事業者にも協力を求めながら推進に努めます。見守る人・見守られる人を特定せず、事業活動の中で見守りの輪を広げ、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるようネットワークの構築に努めます。こうした地域の見守りを通じて、早期に問題を発見し、必要な支援につなげていきます。

① 見守りネットワーク事業

高齢者の異変の早期発見と早期対応のために、高齢者宅への日々の訪問を主として行っている民間事業所等（新聞配達、郵便局、金融機関、宅配等）の協力を得て、通報体制のネットワークを充実させていくとともに、認知症の見守り体制のあり方についても検討します。

② 地域住民による見守り活動の促進

高齢者や障がいのある人が、できる限り地域で自立した暮らしを営めるよう、民生委員児童委員や福祉協力員の訪問活動はもとより、老人クラブ等地域住民の主体的な見守り活動を促進します。

③ 認知症高齢者等見守り事業の推進

認知症などによって行方不明となるおそれのある高齢者等の安全を確保し、家族や介護者の負担を軽減することを目的として、認知症高齢者見守りシールの交付、認知症高齢者等個人賠償責任保険への加入、GPS位置情報提供サービス利用助成をすることで、総合的に認知症高齢者対策を進め、関係者の不安の軽減に努めていきます。





(3) 保健医療・介護・福祉サービスの連携

日常生活に医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療と介護サービスが切れ目なく一体的に提供されることが必要です。

今後、高齢化・長寿化の進展に伴い、医療的なケアが必要な人や認知症の人などが増加することが見込まれているため、切れ目ない医療の提供のために、在宅医療・介護連携推進事業など在宅医療のために有効なネットワークの構築を目指すとともに、在宅医療の重要性や相談窓口について周知・啓発に努めます。また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを目指して、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供できる体制づくりに努めます。

① 在宅介護・医療の連携体制の構築

多職種連携研修会を開催し、もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会、介護サービス事業所等関連団体の協力のもと、事例検討や情報交換の場、医師を講師とした講習会などを設けながら、個々のスキルアップと顔の見える関係を築き、本市の実情にあった地域包括ケアシステムの構築を進めます。

② 高齢者の健康管理・健康増進意識の向上

高齢者が健康で充実した社会生活を送るためには、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、すべての本巣市民が日頃の生活において健康管理・健康増進に努めることが重要です。生活習慣病をはじめ認知症やフレイルおよびロコモティブシンドロームなどにより、高齢者の生活の質が低下することがないよう、保健センター、地域包括支援センター、医療機関等の連携のもと、高齢者をはじめ全ての市民が、特定健診、すこやか健診、歯科健診、認知症健診など健（検）診を毎年、確実に受診するよう勧奨します。また、体調不良の時などには、かかりつけ医・歯科医師に早期受診・相談し、早期利用・早期ケアを図ることが重症化を予防し、平常な生活につながることを理解促進と啓発を進めます。

③ 訪問看護等の充実

誰もが住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるよう、訪問看護や、機能回復をめざした訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどのサービスについてケアマネジャー等との連携のもと、利用の促進を図っていきます。





(4) 福祉意識の醸成と担い手の確保

高齢者を地域で支える強い地域をつくるためには、地域の課題に対し、関心を持つ地域住民の存在が欠かせません。地域住民の福祉や支え合いの意識を高め、地域の課題解決につなげていくため、市民に対する啓発活動はもとより、学校、地域、職場などで交流や体験を通じて福祉の重要性を身近に感じることのできる福祉教育等を推進します。

① 学校教育等における福祉教育の充実

保育や学校教育の様々な場面で、児童生徒の発達段階に応じた適切な福祉教育がなされるよう、認知症サポーター養成講座、出前講座の実施、高齢者施設との交流など多様な機会を通じて福祉教育の充実を図ります。

② 社会教育における福祉教育の充実

生涯学習、各種講座等の社会教育の場、公民館事業としての学習の場等において、高齢者福祉に関する講座等を設け、地域住民の理解促進を図っていきます。また、地域においては、地域住民の積極的な地域福祉への参画が得られるように、広報等を通して継続的に啓発活動を行っていきます。

③ ボランティア活動の推進

社会福祉協議会が設置するボランティアセンター等において、日常生活支援のボランティアを育成するための研修等を実施するとともに、ボランティアの活動の場を提供します。また、ボランティア保険等のサポートも実施していきます。

④ 地域福祉活動に関する情報提供

地域住民が主体となって地域福祉活動に取り組めるよう、介護予防サポーターの養成を行うとともに、修了者に対するサポートも行うなど、介護予防サポーターの活動支援を行っていきます。また、活動にかかる情報提供に加え、各自治会や地域のボランティアなどの高齢者福祉に関する新しい取り組みや積極的な活動事例を広報、ホームページ等を通じて紹介します。

⑤ 認知症サポーターの養成

認知症の人の増加に地域で対応していくため、認知症サポーター養成講座を継続して開催し、修了者を対象にフォローアップ研修を実施することで、その裾野を拡大し、チームオレンジ等の構築等も念頭に置きながら事業を推進していきます。





基本目標 2 高齢者の日常生活を支える仕組みづくり

目標指標	2019(R1)年度〔実績〕	2023(R5)年度〔目標〕
要介護認定率	15.4%	16.3%

(1) 高齢者の生活を支援するサービスの充実

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域のニーズにあった多様な生活支援サービスの充実を図ります。住民ボランティア等の多様な主体による介護予防・生活支援サービス事業等の推進とその担い手の確保に努めます。

また、生活支援コーディネーターによる地域資源の把握と関係者間のネットワークの構築を進めるとともに、生活支援コーディネーターの活動を補完する機関として協議体を活用し、地域資源の見える化、新たな生活支援サービスの開発等に取り組みます。

① 介護予防・生活支援サービスの充実

要支援認定を受けた者、基本チェックリスト該当者に対し、訪問型サービスおよび通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供し、これらのサービスを適切に提供できるよう介護予防ケアマネジメントを継続していきます。また、地域の実情やニーズを把握・整理し関係機関等と連携しながらサービス提供体制の構築に努めます。

なお、新規要支援者の訪問介護相当サービスおよび通所介護相当サービスについては、訪問型サービス（訪問型サービスA、訪問型サービスB）および通所型サービス（通所型サービスA、通所型サービスB）への移行に努めていきます。

② 生活支援体制整備の推進

ア 生活支援コーディネーター

地域における多様な主体によるサービスの提供体制の構築および各種組織、団体との連携、調整役を担う生活支援コーディネーターを配置し、高齢者等を支える地域の支え合いの体制の充実を図ります。

また、生活支援コーディネーターが専門分化した「就労的活動支援コーディネーター」の地域内でのあり方も検討していきます。

イ 協議体の充実

生活支援にかかる関連組織間の情報共有、連絡調整組織として、協議体の充実を図ります。





③ 在宅サービスの充実

ア 生きがい対応型デイサービス事業

在宅高齢者等に対し、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るための事業であり、引き続き事業を継続していく一方で、費用対効果の検証が必要であり事業のあり方を検討します。

イ ミニデイサービス事業

在宅高齢者等に対し、憩いの場として提供することにより、仲間づくりや介護予防につなげるため、ミニデイサービス事業を継続して実施します。

ウ 緊急通報体制支援事業

ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全を確保するため、緊急通報体制支援事業を継続して実施します。

エ 高齢者等理髪サービス事業

外出することが困難な高齢者が清潔で衛生的な生活を送れるよう高齢者等理髪サービス事業を継続して実施します。ねたきり状態の高齢者等の生活の質が低下することがないよう地域の関係者の協力を得ながら、サービスの周知を図ります。また、協力理髪店の拡充を行います。

オ 克雪対策事業補助事業

雪対策に苦しむ高齢者等の生活の一助として、克雪対策事業補助事業（屋根雪おろし事業・ひさし補強事業）を継続して実施します。なお、迅速かつ柔軟に対応できるよう地域住民主体の提供方法についても検討していきます。

カ 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如しており、対人関係が成立しないなど、日常生活を営むのに支障がある人が、自立した生活を送れるよう、生活管理指導短期宿泊事業を継続して実施します。

キ 紙おむつ購入費助成事業

おむつが必要な人の生活の質の向上と介護者の負担軽減を図ることができるよう紙おむつ購入費助成事業を継続して実施します。サービスの提供が利用者の排泄の自立を阻害することがないように、介護者等に対し情報提供や啓発を行います。

なお、高齢者の増加に伴って利用増が見込まれるため、財源の確保、助成額の見直しなど制度設計のあり方を検討していきます。





ク ねたきり老人等介護者慰労金支給事業

在宅介護を促進する、ねたきり老人等介護者慰労金支給事業については、引き続き事業を継続していく一方で、助成額の見直しなど制度設計のあり方を検討していきます。

ケ シニア元気いきいき事業

タクシー・樽見鉄道での市内温泉施設利用に対して助成し、高齢者の外出を促します。

コ 高齢者タクシー利用助成事業

本巢市在住の75歳以上の高齢者で、運転免許を持っていない人を対象として、タクシー利用にかかる助成（500円の乗車券を1か月4枚）を行っています。運転ができない高齢者の移動手段を確保するために引き続き事業を推進していきます。

サ 運転免許証自主返納高齢者支援事業

運転が不自由になってきた高齢者による交通事故を未然に防止するために、本巢市在住の75歳以上の高齢者で、運転免許証を自主返納した人を対象として樽見鉄道の乗車券（片道全区間有効、月4枚）を交付しています。自ら運転できなくなった高齢者、運転を辞めた高齢者の移動手段を確保するために引き続き事業を推進していきます。





(2) 高齢者に配慮した住環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安定した居住環境を確保する必要があります。住宅に困窮する高齢者や日常生活に不安を抱える高齢者のため、高齢者専用住宅の供給を推進します。住宅改修の効果的な利用を促進するとともに、住宅のバリアフリー化についての相談、情報提供の充実に努めます。

① 居住施設の充実

ひとり暮らしや夫婦のみの暮らしに不安のある高齢者が、安心して地域で暮らし続けられるよう、または何らかの理由で、自宅で生活できない高齢者のために居住施設に関する支援を行います。

ア ケアハウス

ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯の増加を背景としてケアハウスへの入所ニーズも高いと考えられることから、地域住民からの相談に対し、必要に応じて情報提供を行っていきます。

イ 生活支援ハウス

根尾生活支援ハウス（根尾生活支援ハウス運営事業）を、地域福祉の拠点の一つとして位置付け、入居者と地域住民の交流事業を進めていきます。

なお、現状として利用者数が少ない状態で推移していることから、利用実績を上げるために施設の利用制限の見直しを検討するとともに、費用対効果の検証を行い、施設の存続の可否についても検討します。

② 養護老人ホームとの連携強化

環境上や理由や経済的理由により在宅で生活することが困難な高齢者の入所施設として、市内の「養護老人ホーム大和園」と引き続き連携していきます。

また、利用者の減少に伴い「養護老人ホーム大和園」の経営状態も厳しい状況にあることから措置費の見直しを行うなどの対応を行いましたが、今後も、経営の持続性を確保していくために必要な改善を行っていきます。





(4) 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者や障がいのある人のみならず、誰もが生活しやすいノーマライゼーションの理念に基づき、建築物、道路、公園、公共交通機関の施設等の整備を推進します。

① 公共交通機関における利便性の確保

高齢化が加速する中、高齢者の足の確保が急務となっています。公共交通機関の利用を助成し、高齢者の外出を促します。

② 移動手段の確保

高齢者や障がいのある人はもとより、地域住民が日常生活において利用しやすいコミュニティバスの運行に努めます。また地域住民のニーズに応じてコミュニティバスの路線の見直しについても柔軟に検討していきます。

また、日常的な買物、地域行事への参加など、高齢者や障がいのある人の社会参加を支援する移送事業を、住民主体で実施できるよう、社会福祉協議会や社会福祉法人の連携により、日常生活支援のボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアの活動の場を提供します。



基本目標3 高齢者がいきいきと活動するための環境づくり

目標指標	2019(R1)年度〔実績〕	2023(R5)年度〔目標〕
一般介護予防教室の延べ利用者数	4,490人	5,400人
出前講座の開催回数 (地域包括支援センター)	16回	28回
通いの場への高齢者の参加率	—	8.0%
通いの場の設置数	63箇所	65箇所

(1) いつまでも元気でいられる健康づくり・介護予防の推進

日頃からの自主的な健康づくり活動を推進するため、健康教育、広報などを通じ、各種健診（検診）の重要性などについて、積極的な周知を図ります。また、特定保健指導や健康相談等で生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識を普及し、生活習慣行動の改善を支援します。

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から現在の介護予防事業をより一層充実し、住民主体の活動的で継続的な通いの場としての介護予防事業を展開します。運動機能だけでなく、口腔機能や認知機能などの多様な分野から介護予防に取り組んでいきます。

① 健康増進との連携強化

ア 特定健康診査の実施

実施年度において、40歳から74歳までの国民健康保険の加入者を対象に、メタボリックシンドロームのリスクを判定し、特定保健指導につなぐことで、生活習慣病の発症リスクの低減を図ります。今後についても受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療、健康寿命の延伸につなげていきます。

イ 特定保健指導の実施

特定健診の結果から、「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の保健指導を行います。対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、行動変容することで、健康的な生活を維持できるよう支援します。

ウ がん検診の実施

がん検診の普及・啓発に努めるとともに、受診者が利用しやすい健診体制づくりを進めることで受診率の向上を図ります。

エ ぎふすこやか健診・さわやか口腔健診の実施

75歳以上の人を対象に、これらの健診を実施して、生活習慣病・フレイル等、生活習慣行動の改善を支援します。また、市民が日頃から主体的に健康



づくりに取り組めるよう支援を行います。

オ 健康手帳の交付

本巢市の健診を初めて受診された 19 歳以上の人を対象に、健診・保健指導等の記録を保持し、市民が自ら健康管理に取り組めるよう支援します。

カ 健康相談

本巢市民を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、日頃の生活において、健康管理に必要な指導および助言を行います。

② 一般介護予防事業の推進

ア 介護予防把握事業

関係機関との連携を強化し、得られた情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげます。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する知識の普及・啓発を行うため、パンフレット等の作成や講演会、出前講座、介護予防の教室等を開催します。

ウ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や介護予防に資する住民主体の地域活動の組織の育成・支援を行います。また、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を支援します。

エ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を実施します。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するために、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の参加を促進します。

③ 介護予防サポーターの養成

地域のボランティアの高齢化が課題となっており、地域の介護予防活動の担い手確保に向け、介護予防サポーター養成講座などを実施し、ボランティアの育成に努めるとともに、育成したサポーターが活躍できる体制を整備します。





(2) 高齢者の就労・ボランティア活動の促進

高齢者のニーズを踏まえながら、ボランティア活動の充実を図ります。また、高齢者の知識や経験を活かした社会活動を支援するとともに、就労支援を中心に社会参加のできる機会や場をつくることを積極的に推進していきます。

① シルバー人材センターとの連携

団塊の世代が高齢者となり、就業を通して生きがいや社会参加をめざす高齢者がますます多くなっています。社会参加への機会と健康保持にも有効であることから、シルバー人材センターを支援するとともに、日常生活支援サービスの協力機関としてシルバー人材センターの活用ができる仕組みを検討していきます。

② シルバーボランティアの活用

高齢者は必ずしも支援を必要とするだけではありません。むしろ元気に生活している人が多く、今後は、地域における保健福祉サービスの展開にあたって、高齢者の協力を得ていくとともに、子どもの登下校の見守り、高齢者相互の見守り、環境、観光など幅広い分野でのシルバーボランティアの活用を促進していきます。

③ 高齢者の就労・雇用促進

高齢者の就労・雇用促進については、公共職業安定所など関係機関との連携を強化し、情報提供に努めるとともに、市内企業に対しては、高齢者の継続雇用等を働きかけていきます。

④ 就労的活動支援コーディネーターの育成

生活支援コーディネーターが専門分化した「就労的活動支援コーディネーター」の地域内でのあり方も検討していきます。高齢者が積極的に外に出て活動していくことがフレイル予防にもつながり、心身ともに良好に維持できることから、高齢者が担える仕事や役目について、どのようにマッチングしていくかを模索していきます。





(3) 生きがいくくり・居場所づくりを通じた交流の促進

高齢者一人ひとりが自分の生活の質を高めたり、能力を向上させたり、自分自身の人生を充実させる努力を続けることは、生きがいのある人生を送る上で重要なことです。高齢者が自分のライフスタイルにあった生きがいを見つけ、積極的に社会参加できるような環境を整えていきます。

また、高齢者を中心として地域住民同士が交流を深めながら地域ぐるみで支え合いのまちづくりに取り組めるよう、地域のボランティアグループや自治会等が主体となって、自主的に生活支援ができる環境づくりや地域における安心の居場所づくりと地域活動と交流の拠点づくりを進めます。

① 老人クラブの活性化

家族形態、高齢期の過ごし方、地域との結びつき等が変化する中であって、老人クラブの組織、活動内容等の見直しを行い、老人クラブの活性化を図ります。また、市、社会福祉協議会等が行う高齢者福祉サービスや、生活支援サービス等、協力可能な事業を検討していきます。

② 生涯学習等の充実

高齢者学級を中心に高齢者の学習活動、文化活動を進めるとともに、公民館事業として各地域別に学習の場を設けています。今後も高齢者の学習意欲を満たすとともに、仲間づくりの場として高齢者学級を開催していきます。また、運営や講座の内容等を高齢者のニーズに応じた魅力あるものにし、高齢者が主体的に参加できるようにするとともに、学習活動の成果を発表する機会を充実させるなど、学習意欲の向上と生きがいくくりの促進に努めます。

③ 軽スポーツの普及

できる限り多くの高齢者が、生きがいくくり・健康づくりとして、ゲートボール、グラウンドゴルフなどの軽スポーツに親しむことができるよう、各種軽スポーツの普及を図るとともに、日頃行っているスポーツを通じてより多くの人と交流を図れるスポーツ大会の開催を支援していきます。また、適切な指導ができる人材の育成と確保に努めます。

④ 老人福祉センター

老人福祉センターは、介護予防教室や在宅支援サービスなど高齢者支援の拠点施設となっています。今後は、健康づくりや生きがい活動の拠点として既存施設のサービス内容の充実を図るとともに、地域福祉活動の展開を図っていきます。





⑤ ふれあいいいききサロンへの支援

令和2年（2020年）10月現在、59地区において、ふれあいいいききサロンが実施され、高齢者の介護予防につながっています。地域住民や各種団体の参加と協力のもと、閉じこもりがちな高齢者の生きがいのづくりと社会参加の促進を図るため、介護予防サポーターや、社会福祉協議会と連携をとりながら、ふれあいいいききサロンの実施を支援していきます。

⑥ 交流事業の促進

地域での行事などを中心に、高齢者と子供や他の世代との交流の場づくりに努め、多世代間の交流を促進します。また、地域における子育て支援など高齢者の経験や知識が活かされる場については、高齢者の参加を積極的に求め、生きがいの場とするとともに、地域住民同士が支え合う豊かな地域づくりの場として位置づけ支援していきます。



基本目標 4 認知症高齢者を支える仕組みづくり

目標指標	2019(R1)年度〔実績〕	2023(R5)年度〔目標〕
認知症サポーター養成講座開催回数	10回	18回
認知症サポーター養成講座受講者延人数	390人	800人
認知症カフェの開催回数	68回	110回
地域包括支援センターへの認知症に係る相談件数	105件	120件

(1) 認知症に対する理解の促進

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーターのさらなる活躍を支援していきます。

認知症を早期発見し、早期ケアにつなげるために、認知症についての正しい理解や介護技術について、高齢者本人や介護者をはじめ地域住民に幅広く普及させるよう、あらゆる機会を活用し認知症に関する知識の普及・啓発を行います。

① 認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。研修を受けたキャラバン・メイトが、地域住民や職域の集まりなどに出向いて、認知症サポーター養成講座を計画的に進め、地域の認知症サポーターを養成します。認知症サポーターは、地域での暮らしの応援者となり、認知症の人や家族を各々の生活場面で支援していきます。

② 認知症に関する啓発

認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民の認知症に関する理解を深めることが重要です。認知症サポーターの養成、認知症予防教室の充実など、あらゆる機会を利用して認知症理解の促進に努めます。

③ 認知症予防等に関するパンフレットの作成

高齢者に関する公的なサービスだけでなく、認知症の予防や早期発見に関する知識、様々な相談機関や地域資源など高齢者に必要な情報を収載したパンフレットの作成に取り組みます。



(2) 認知症高齢者を地域で見守る体制づくり

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の認知症高齢者の見守り体制の構築や医療と介護との連携のもとに認知症を早期発見・診断・対応につなげる体制の充実を図り、認知症高齢者とその家族を地域で支える仕組みを構築します。

① 認知症ケアパスの作成・普及

認知症高齢者とその家族が安心して地域で暮らすことができるように、地域住民と行政の協働による支援体制を構築する必要があります。認知症が発症したときから生活する上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示す本巢市版の認知症ケアパスを平成30年度中に作成しました。認知症高齢者が地域の中で今後増加していくことが見込まれるため、認知症ケアパスをできるだけ多くの地域住民に周知し、あらゆる場面で認知症に適切な対応ができるよう環境を整えていきます。

② 認知症地域支援推進員の充実

認知症地域支援推進員を中心として、徘徊高齢者捜索訓練、認知症カフェの実施など認知症に関する様々な施策を企画、展開することにより、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

③ 認知症初期集中支援チームの充実

地域包括支援センター運営されている初期集中支援チームが、認知症が疑われる人、認知症の人およびその家族を訪問し、認知症状への対応方法や介護保険制度に関する情報提供などの家族支援や受診へのサポートなどを行います。チームの有効活用を目指して、市民や関係機関への積極的な周知・啓発に取り組んでいきます。

④ 見守りネットワークの構築

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域の様々な社会資源のネットワークを構築する必要があります。特に徘徊高齢者の見守りは重要です。認知症高齢者等が徘徊し、家族等から捜索願が出された場合、警察署が実施する捜索に、市、地域包括支援センター、消防署、郵便局、交通事業者、介護保険事業所、地域組織等が協力して早期発見・保護できる体制づくりを進めます。また、協力事業所の拡充を進め、認知症高齢者の徘徊への対応を検討していきます。





(3) 認知症高齢者の権利を守る支援の充実

認知症高齢者が尊厳を保ちながら安心して生活を送ることができるために、成年後見制度の利用促進など、認知症高齢者の権利を守り施策を推進します。

① 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画は以下のとおりです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、2021年度（令和3年度）までに設置するよう努めるものとされている中核機関を設置し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

また、判断能力が不十分な認知症、知的障害、精神障害等がある高齢者で金銭管理が必要な人や身元保証人が存在しないため生活等に困難を抱えている人などが必要な支援について協議会で検討し、成年後見制度利用時において、市長申し立てが必要な場合の経費や成年後見人などの報酬の助成等も行っていきます。さらに、地域包括支援センター等の関係機関との連携を図りながら、成年後見制度の周知、市民後見人の養成、市内で活動している成年後見人の支援等の取り組みも進めていきます。

② 日常生活自立支援事業の促進

日常生活に不安を抱えている高齢者等が地域で安心して生活が送れるよう、日常生活における福祉サービスの利用相談、利用料支払いなどの福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理事務手続き等を行う日常生活自立支援事業を社会福祉協議会が実施しています。判断能力に不安のある高齢者等が、地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会との連携を強化しながら、制度のさらなる周知と利用促進を図ります。

(4) 認知症高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくり

① 認知症カフェの設置

根尾地域1か所、本巢地域1か所、糸貫地域2か所、真正地域1か所の5か所で認知症カフェを設置しています。そのうち4か所は住民主体型であり、残りの1か所は地域包括支援センターが開催しています。認知症カフェは、認知症の人とその家族や専門職、ボランティアや地域の人々が気軽に集える場として、情報共有・情報交換、相互交流を通じて心のケアにつながるよう支援していきます。

また、認知症カフェの新たな設置に向けて、普及啓発やボランティアの増員に努めます。



資料編

1. 本巢市老人福祉計画作成委員会要綱

平成 16 年 2 月 1 日

訓令甲第 25 号

改正 平成 17 年 9 月 30 日訓令甲第 24 号

平成 18 年 3 月 31 日訓令甲第 12 号

平成 21 年 2 月 10 日訓令甲第 2 号

(設置)

第 1 条 急速な高齢社会の到来に向けて、介護サービスのニーズに対応したサービスの提供体制の計画的整備を図るとともに、いつまでも住み慣れた地域で、温かいふれあいに包まれ、健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを趣旨とした老人福祉計画を作成するため、本巢市老人福祉計画作成委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画の策定及び見直しに関する事項について審議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉・介護関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 識見を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、本巢市老人福祉計画策定終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。
2 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉敬愛課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年2月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令甲第24号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令甲第12号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。



2. 本巢市老人福祉計画作成委員会名簿

(敬称略)

区分	役職名	氏名	摘要
市議会議員	本巢市議会議員	臼井 悦子	委員長
保健医療関係者	なかしま医院院長	中島 和也	
福祉・介護関係者	本巢市社会福祉協議会 自立支援課長	水野 範子	
	本巢市社会福祉協議会 介護事業課長	長野 和代	
	本巢市社会福祉協議会 総合支援課長	田内 磨奈美	
	もとす広域連合大和園長	高橋 英明	
行政関係者	もとす広域連合 介護保険課長	佐藤 之則	
識見を有する者	本巢市民生委員・児童委員 連合協議会会長	江崎 隆雄	副委員長
	本巢市老人クラブ 連合会会長	松浦 文雄	



3. 作成経過

年月日	主な内容
令和2年11月9日	第1回本巢市老人福祉計画作成委員会 ・本巢市における将来推計人口と介護給付費の推移 ・本巢市老人福祉計画事業評価シート ・もとす広域連合第8期介護保険事業計画策定に係る実態調査結果 ・第5期本巢市老人福祉計画（基本目標の構成案）
令和2年12月14日	第2回本巢市老人福祉計画作成委員会 ・第5期本巢市老人福祉計画（案）
令和2年12月23日～ 令和3年1月22日	パブリックコメント
令和3年2月（書面開催）	第3回本巢市老人福祉計画作成委員会 ・第5期本巢市老人福祉計画（確定案）



第5期本巢市老人福祉計画

2021年3月

発行：本巢市

編集：健康福祉部福祉敬愛課

〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地

TEL：058-323-7754 FAX：058-323-1445

URL：<http://www/city.motosu.lg.jp/>